

特定非営利活動法人
日本医学図書館協会

要 覧

2012



特定非営利活動法人
日本医学図書館協会

<http://jmla.umin.jp/>

目 次

1. 協会の現状

1. 1	協会の組織	5
1. 2	平成 22～24 年度中期重点事業（目標）	8
1. 3	役員名簿	9
1. 4	評議員名簿	9
1. 5	地区会事務局名簿	9
1. 6	部会名簿	10
1. 7	委員会等名簿	10

2. 活動報告（平成 23 年度）

2. 1	行事一覧	17
2. 2	総務会活動	17
2. 3	委員会活動	19
2. 4	部会活動	32
2. 5	東日本大震災復興支援 文献無料提供活動報告	32
2. 6	研修会	36

3. 規程集

3. 1	定款	39
3. 2	細則	
3. 2. 1	入会及び退会に関する細則	48
3. 2. 2	役員の選任方法に関する細則	52
3. 2. 3	理事会の運営に関する細則	56
3. 2. 4	地区会に関する細則	58
3. 2. 5	評議員及び評議員会に関する細則	59
3. 2. 6	名誉顧問及び会友に関する細則	61
3. 2. 7	総会運営に関する細則	62
3. 3	規程	
3. 3. 1	総務会規程	65
3. 3. 2	委員会規程	65
3. 3. 3	中央事務局規程	68
3. 3. 4	資産管理規程	69
3. 3. 5	旅費規程	70
3. 3. 6	教育・研究規程	72
3. 3. 7	ヘルスサイエンス情報専門員認定資格規程	75
3. 3. 8	研究助成費及び海外研修助成費給付規程	78
3. 3. 9	奨学基金規程	87
3. 3. 10	協会賞・奨励賞授与取扱規程	88
3. 3. 11	協会所有電子資料利用規程	91

3. 4	その他	
3. 4. 1	委員会内規抜粋版	94
3. 4. 2	部会に関する内規	98
3. 4. 3	他機関との協力に関する内規	99
3. 4. 4	謝金に関する内規	100
3. 4. 5	刊行物保管に関する内規	102
3. 4. 6	相互利用規約	103
3. 4. 7	アンケート調査実施に関する申合せ	103
3. 4. 8	アンケート調査結果の保存・公開に関する要領	103
3. 4. 9	医学図書館員基礎研修会実行委員会実施マニュアル、会計マニュアル	103
3. 4. 10	医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会実施マニュアル、会計マニュアル	104
3. 4. 11	病院部会運営に関する申し合わせ	104

4. 資料編

4. 1	略年表	107
4. 2	名簿	
4. 2. 1	歴代会長	111
4. 2. 2	名誉顧問	112
4. 2. 3	会友	113
4. 2. 4	会員名簿	114

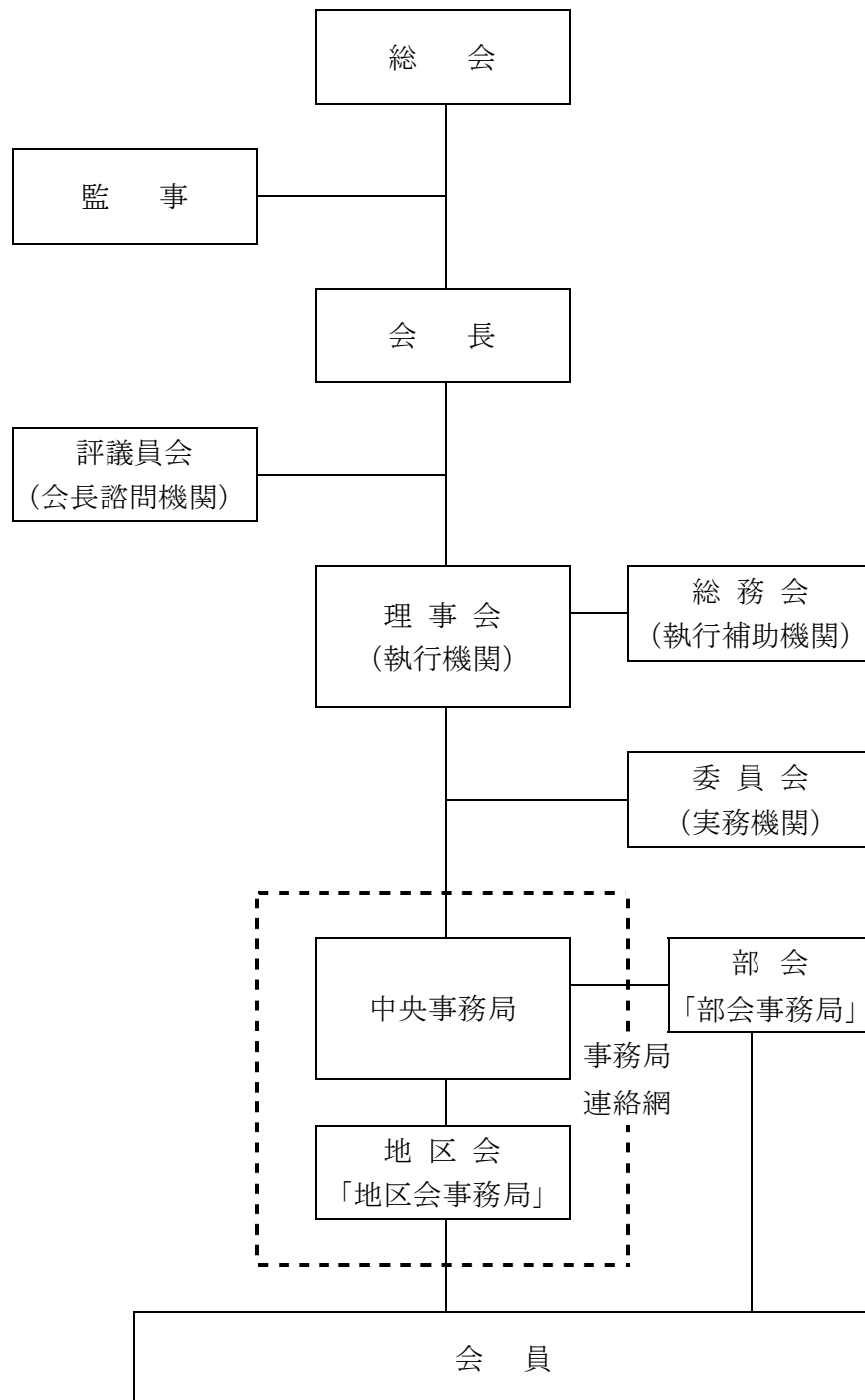
中央事務局案内

編集後記

協 会 の 現 状

1 協会の現状

1. 1 協会の組織



総 会 法が規定する社員総会として通常総会と臨時総会があり、構成員をもって構成する。(定款 第24～26条)

監 事 立候補による者と地区会からの推薦により、総会で選任された1名以上3名以内で構成し、理事の業務執行状況及び本会の財産を監査する。(定款 第12～14条)

会 長 本会を代表し、その会務を統括する。(定款 第14条)

評議員会 (会長諮問機関)

地区会推薦と会長指名による評議員9名以上11名以内で構成し、会務に関する事項について、会長の諮問に応じて審議する。(定款 第23条、評議員及び評議員会に関する細則)

理事会 (執行機関)

立候補と地区会からの推薦により、総会で選任された理事9名以上14名以内で構成し、会務を執行する。(定款 第12～14条、第35条、理事会の運営に関する細則)

総務会 (執行補助機関)

本会の日常業務を円滑に執行処理するために理事会の下に設けられた機関で、専務理事と会長が指名する若干名の理事で構成する。(定款 第19条、総務会規程)

委員会 常設と臨時があり、平成24年度は次の17委員会を理事会の下に設置する。
(定款 第20条、委員会規程)

常設 企画・調査委員会

機関誌「医学図書館」編集委員会

出版委員会

広報委員会

雑誌委員会

教育・研究委員会

医療・健康情報委員会

認定資格運営委員会

受託事業委員会

協会賞・奨励賞選考委員会

国際交流委員会

組織・制度委員会

臨時 国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会

専門職能力開発委員会

医学図書館員基礎研修会実行委員会

医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会

総会組織委員会

部会 (部会事務局)

構成員をもって構成し、本会の事業遂行のため特定主題についての活動を行う。

(定款 第22条、部会に関する内規 第2条)

中央事務局

本会の事務を処理するために設けられた機関で、事務局長とその他必要な職員で構成する。(定款 第57条、中央事務局規程)

地区会 (地区会事務局)

構成員をもって構成し、全国に8地区会を置く。各地区会には事務局を置き、本会の事業遂行に必要な地域的活動を行う。(定款 第21条、地区会に関する細則)

会 員 本会の会員は、正会員A・B、正会員個人、協力会員及び維持会員(個人及び

団体)の5種。(定款 第6条)

平成24年10月1日現在の会員数は、次のとおりである。

正会員A	100館
正会員B	38館
正会員個人	107名
協力会員	2機関
維持会員(個人)	2名
(団体)	21機関

1. 2 平成22年度～平成24年度中期重点事業（目標）

《目標》

- A. 医学図書館（協会）の必要性和社会貢献のあり方を具体的な活動によって示す。
 - B. 会員機関の図書館サービス充実と会員個々のスキルアップをめざす。
 - C. 組織・運営及び法人形態を再検討する。
 - D. 関連機関・団体との連携を図る。
-
- 1. 教育・研修と認定資格制度の連携による専門職能力開発プログラムを構築する。
 - （1）これからのヘルスサイエンス図書館員が身につけるべき知識と技能を明確にし、適切な専門職能力開発プログラムを策定する（第81回総会分科会要旨から）。
 - 2. 平成20年度から取り組む下記の受託事業を基幹事業に発展させる。
 - （1）診療ガイドライン作成支援。
 - （2）公共図書館（一般市民）向け健康情報研修（JLA等との連携のもとに）。
 - （3）その他、関連団体からの受託研究・調査など。
 - 3. 国立ライフサイエンス情報センター（仮称）構想を再考する。
 - （1）ライフサイエンスかヘルスサイエンスか、施設かナビゲーションセンターか、これらを根本から問い直す。
 - （2）母体をどこにおくかを定め、JMLAの関与の仕方を明確にする。
 - （3）「からだところの情報センター」を再スタートさせる。
 - 4. 総会運営を試行し、第84回（平成25年度）総会に細則改正を提案する。
 - （1）協会運営のための会議を旨とし、研修は年度ごとの検討次第とする。
 - （2）経費節減と簡素化を図り、地区開催も視野に入れた運営モデルとする。
 - 5. 理事会、委員会、中央事務局の仕事を整理し、人的資源や財源を効率運用する。
 - （1）個人に頼ることのない、組織的な運営システムを構築する。
 - （2）活動の点検と委員会の見直しを行い、理事や委員の力が分散しないようにする。
 - （3）中央事務局運営体制を継続検討する。
 - 6. 会員の権利と義務に対応して根拠が明確な会員種別及び表決権とする。
 - （1）会員である意味（権利と義務）を明確にし、会員が会運営に果たす役割を考える。
 - （2）権利と義務に対応し、根拠が明確な会員種別及び表決権とする。
 - （3）ふさわしい法人組織を再検討する。NPO法人か、一般社団法人か。
 - 7. 関連する機関、団体との連携を図る。
 - （1）事業連携を継続、発展させる。
 - （2）組織統合の可能性を探る。

1. 3 役員名簿

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

会 長	福 井 次 矢	(聖ルカ)	
専務理事	坪 内 政 義	(愛 医)	総務会
理 事	青 木 裕 子	(天 理)	企画・調査
	磯 野 威	(個 人)	機関誌編集、出版、財政
	河 合 富士美	(聖ルカ)	総務会、受託事業
	北 川 正 路	(慈 恵)	総務会、広報、組織・制度、財政
	児 玉 閱	(東 邦)	総務会、雑誌
	酒 井 由紀子	(慶 應)	総務会、認定資格運営、専門職能力開発、 国際交流
	平 紀 子	(個 人)	教育・研究、医療・健康情報、協会賞・ 奨励賞選考
	山 田 久 夫	(個 人)	国立ヘルスサイエンス情報センター検討
監 事	小野澤 繁 雄	(埼 玉)	
	作 野 誠	(個 人)	

1. 4 評議員名簿

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

評 議 員	鈴 木 雅 子	(旭 川)	北海道地区会
	山 田 奈 々	(青 森)	東北地区会
	森 戸 重 男	(獨 協)	関東地区会
	塩 原 則 子	(松 歯)	北信越地区会
	久 田 睦 美	(名 市)	東海地区会
	南 方 政 英	(和 歌)	近畿地区会
	若 本 明 美	(放 研)	中国・四国地区会
	高 原 秀 典	(九 大)	九州・沖縄地区会
	遠 藤 典 子	(東 医)	会長指名
	新 谷 知 之	(東 海)	会長指名
	時 実 象 一	(個 人)	会長指名

1. 5 地区会事務局名簿

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

北海道地区会 北海道大学附属図書館

東北地区会	福島県立医科大学附属学術情報センター
関東地区会	北里大学白金図書館
北信越地区会	福井大学附属図書館医学図書館
東海地区会	愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター
近畿地区会	奈良県立医科大学附属図書館
中国・四国地区会	放射線影響研究所図書室
九州・沖縄地区会	九州大学附属図書館医学図書館

1. 6 部会名簿

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

1 病院部会

幹 事	奥 出 麻 里 (千メセ)	連絡責任者
	泉 峰 子 (科学院)	
	加 藤 恵 子 (国がん)	
	河 合 富士美 (聖ルカ)	
	玄 馬 寛 子 (倉 敷)	
	安 田 多香子 (愛がん)	

1. 7 委員会等名簿

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

1 企画・調査委員会

委 員 長	岸 友 子 (川 崎)
委 員	石 川 明 子 (神 常)
	伊 藤 淑 子 (個 人)
	白 石 真 弓 (阪 歯)
	土 佐 智 義 (個 人)
	吉 富 啓 子 (近 畿)
担当理事	青 木 裕 子 (天 理)

2 機関誌「医学図書館」編集委員会

委 員 長	大 谷 裕 (東 邦)
委 員	小 嶋 智 美 (個 人)
	櫻 井 待 子 (京 大)
	高 畑 亜紗美 (東 医)
	野 田 久 愛 (東 女)
	百 留 悦 子 (埼 玉)
	吉 新 裕 昭 (獨 協)

	若田部 純 子	(医中誌)	
協力委員	森 彩	(個 人)	北海道地区会
	寺 崎 宏 美	(山 形)	東北地区会
	金 子 賢 一	(埼 玉)	関東地区会
	松 田 智 子	(福 井)	北信越地区会
	榎 本 涼 子	(名 市)	東海地区会
	山 下 ユ ミ	(京 府)	近畿地区会
	宮 本 晴 江	(徳 島)	中国・四国地区会
	福 島 真 紀	(福 岡)	九州・沖縄地区会
担当理事	磯 野 威	(個 人)	

3 出版委員会

委 員 長	宇 野 彰 男	(北 医)	
委 員	白 土 裕 子	(医中誌)	
	宮 明 秀 幸	(国医情)	
	村 田 泰 子	(日 医)	
	山 下 和 美	(防 医)	
担当理事	磯 野 威	(個 人)	

4 広報委員会

委 員 長	未 定		
委 員	総 務 会 兼 務		
担当理事	北 川 正 路	(慈 恵)	

ホームページ担当ワーキンググループ

グループ長	川 崎 かおる	(岩 手)	東北地区会
委 員	今 野 穂	(札 幌)	北海道地区会
	藤 沢 靖 子	(杏 林)	関東地区会
	森 田 奈津子	(慈 恵)	関東地区会
	中 越 晴 彦	(松 歯)	北信越地区会
	森 田 ゆかり	(藤 田)	東海地区会
	寺 升 夕 希	(滋 賀)	近畿地区会
	岩 澤 尚 子	(香 川)	中国・四国地区会
	小 柳 貴 俊	(九 大)	九州・沖縄地区会
	鷹 野 祐 子	(東都医)	雑誌委員会業務担当
担当理事	北 川 正 路	(慈 恵)	

5 雑誌委員会

委 員 長	未 定		
委 員	江 幡 歌奈子	(東 邦)	
	鷹 野 祐 子	(東都医)	
	富 田 麻 子	(日 医)	
	南 野 典 子	(慶 應)	

宮 本 高 行 (阪 医)
担当理事 児 玉 関 (東 邦)

6 教育・研究委員会

委 員 長 加 藤 砂 織 (東 女)
副委員長 西 村 志 保 (日 医)
委 員 大瀬戸 貴 己 (奈 良)
諏訪部 直 子 (杏 林)
真 下 美津子 (連 中)
山 田 有希子 (東厚年)
担当理事 平 紀 子 (個 人)

第19回医学図書館員基礎研修会実行委員会

委 員 長 大 野 圭 子 (朝 日)
委 員 岡 田 信 恵 (藤 田)
柿 田 憲 広 (愛 歯)
榊 原 佐知子 (愛 医)
田 原 美奈子 (名 市)
村 瀬 菜都子 (個 人)
担当理事 平 紀 子 (個 人)

第19回医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会

委 員 長 平 輪 麻里子 (東 邦)
委 員 石 井 保 志 (医 歯)
上 條 庸 子 (女 栄)
高 橋 成 美 (国医療)
担当理事 平 紀 子 (個 人)

7 医療・健康情報委員会

委 員 長 市 川 美智子 (愛 医)
委 員 牛 澤 典 子 (東 邦)
担当理事 平 紀 子 (個 人)

医療・健康情報ワーキンググループ

グループ長 未 定
委 員 市 川 美智子 (愛 医)
牛 澤 典 子 (東 邦)
諏訪部 直 子 (杏 林)
関 和 美 (個 人)
高 橋 宏 美 (相模原市立図書館)
塚 田 薫 代 (個 人)
舟 田 彰 (個 人)
柚 木 聖 (個 人)

渡 邊 基 史 (三島市立図書館)
担当理事 平 紀 子 (個 人)

8 認定資格運営委員会

委 員 長 城 山 泰 彦 (順 天)
委 員 阿 部 潤 也 (東 歯)
小 林 晴 子 (愛 医)
永 田 治 樹 (立教大)
山 崎 むつみ (静がん)
山 下 ユ ミ (京 府)
担当理事 酒 井 由紀子 (慶 應)

9 専門職能力開発委員会

委 員 長 諏訪部 直 子 (杏 林)
委 員 佐 山 暁 子 (東 邦)
担当理事 酒 井 由紀子 (慶 應)

10 受託事業委員会

委 員 長 坪 内 政 義 (愛 医)
委 員 総 務 会 兼 務
担当理事 河 合 富士美 (聖ルカ)

診療ガイドラインワーキンググループ

グループ長 河 合 富士美 (聖ルカ)
委 員 柿 田 憲 広 (愛 歯)
川 崎 かおる (岩 手)
小 嶋 智 美 (個 人)
高 橋 奈津子 (聖 隷)
谷 口 今日子 (富 山)
成 田 ナツキ (個 人)
森 正 智 子 (昭 和)
山 口 直比古 (個 人)
山 崎 むつみ (静がん)
山 館 優 子 (岩 手)

愛知医科大学医学情報センター (図書館) (代表：小林晴子)
大阪市立大学学術情報総合センター医学分館 (代表：中瀬範子)
杏林大学医学図書館 (代表：諏訪部直子)
信州大学附属図書館医学部図書館 (代表：青木綾乃)
東京慈恵会医科大学学術情報センター (代表：阿部信一)
東京女子医科大学図書館 (代表：三浦裕子)
東邦大学医学メディアセンター (代表：大谷 裕)
名古屋市立大学総合情報センター川澄分館 (代表：久田睦美)
奈良県立医科大学附属図書館 (代表：鈴木孝明)

日本医科大学図書館（代表：渡辺由美）
広島大学図書館霞図書館（代表：藤井武志）
担当理事 坪 内 政 義 （愛 医）

1 1 協会賞・奨励賞選考委員会

委員長 未 定
委員 青 木 仕 （順 天）
大 谷 裕 （東 邦）
押 田 いく子 （東 邦）
佐 藤 淑 子 （東 女）
野 口 真理子 （東 大）
野 坂 美恵子 （東 医）
担当理事 平 紀 子 （個 人）

1 2 国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会

委員長 未 定
委員 磯 野 威 （個 人）
内生蔵 洋 子 （聖 マ）
加 藤 治 （科学技術振興機構）
坪 内 政 義 （愛 医）
時 実 象 一 （個 人）
三 沢 一 成 （医中誌）
村 上 健 治 （滋 賀）
担当理事 山 田 久 夫 （個 人）

1 3 国際交流委員会

委員長 佐 藤 晋 巨 （聖 看）
委員 諏訪部 直 子 （杏 林）
野 添 篤 毅 （個 人）
担当理事 酒 井 由紀子 （慶 應）

1 4 組織・制度委員会

委員長 尾 崎 聖太郎 （麻 布）
委員 加 藤 恵 子 （国がん）
新 谷 知 之 （東 海）
土 佐 智 義 （個 人）
担当理事 北 川 正 路 （慈 恵）

1 5 第84回総会組織委員会

理 事 会 ・ 中 央 事 務 局

活 動 報 告

2 活動報告（平成23年度）

2. 1 行事一覧

月 日	行 事	担当委員会
<u>平成 23 年</u>		
5 月 20 日	第 82 回日本医学図書館協会総会	
8 月 3-5 日	第 18 回医学図書館員基礎研修会	教育・研究委員会
9 月 6 日	電子ジャーナル・コンソーシアム説明会大阪会場	雑誌委員会
9 月 9 日	電子ジャーナル・コンソーシアム説明会東京会場	雑誌委員会
9 月 10 日	第 82 回日本医学図書館協会総会分科会（日本薬学図書館協議会共催）	
11 月 5 日	地域連携シンポジウム開催（日本薬学図書館協議会共催）	教育・研究委員会
11 月 9-11 日	第 18 回医学図書館研究会・継続教育コース	教育・研究委員会
11 月 11 日	第 13 回図書館総合展フォーラム	教育・研究委員会
11 月 26-27 日	医療・健康情報研修「医療・健康情報調べ方講座」	教育・研究委員会、 受託事業委員会
11 月 28-29 日	医療・健康情報研修「医療・健康情報サービス研修会」	教育・研究委員会、 受託事業委員会
<u>平成 24 年</u>		
2 月 3 日	専門職能力開発プログラム案に基づく研修会 「図書館員のための医学の基礎知識講座」	専門職能力開発プログラム推進委員会
2 月 23 日	埼玉医科大学国際医療センター見学会	病院部会
3 月 8-9 日	文献検索講習上級編—診療ガイドライン作成のための PubMed 検索を学ぶ	受託事業委員会

2. 2 総務会活動

総務会

1. 委員

担当理事 坪内 政義（専務理事・愛医）、河合 富士美（聖ルカ）、
北川 正路（慈恵）、児玉 関（東邦）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 事業報告

(1) 委員会の開催

第 1 回（平成 23 年 4 月 7 日）

第 2 回（平成 23 年 5 月 19 日）

第3回（平成23年6月17日）

第4回（平成23年9月15日）

第5回（平成23年10月21日）

第6回（平成23年12月2日）

第7回（平成24年2月9日）

（2）平成22年度～平成24年度中期重点事業（目標）を継続実施した。

（3）東日本大震災復興支援事業として、「文献無料提供」及び「重複交換雑誌被災図書館優先譲渡」を実施した。

詳細については「2. 5 東日本大震災復興支援 文献無料提供活動報告」参照

（4）第82回総会を平成23年5月20日に愛知学院大学楠元キャンパスにて開催した。

（5）同分科会を平成23年9月10日に日本科学未来館にて開催した。

詳細については「2. 6 研修会」参照

（6）第83回（平成24年度）総会を平成24年5月24日（木）～25日（金）に日本科学未来館にて開催することとし、実行委員会（委員長：児玉理事）を立ち上げた。

（7）平成23年度評議員会を平成23年9月15日に開催した。役員選挙管理委員会を設置。

（8）平成23年度地区会事務局連絡会議を平成23年10月25日に開催した。

（9）平成24年度役員選挙の「公募数」及び「理事職務表」案を作成、理事会に諮った。

（10）下記について、第83回総会に上程する方針案を作成、理事会に諮った。

①平成26年度以降の正会員Aの年会費について（旧正会員Bに関する施行方法）

②正会員A（大学図書館会員）の入会単位について

③平成26年度以降の総会運営について

④会員略称と会員番号付与のルール化について

（11）韓国医学図書館協議会（KMLA）秋季学術大会（平成23年10月12日～15日）に児玉理事が参加した。

（12）第97回全国図書館大会専門図書館分科会（平成23年10月14日）に坪内専務理事と東邦大学医学メディアセンター（堤氏、佐山氏）が参加した。

（13）日本語資料の電子提供を主なテーマとする日本医書出版協会（JMPA）との協議を平成23年12月12日、平成24年1月16日、平成24年3月1日に行った。

（14）会員の増加に伴い、会員番号を一部移動した。（中央事務局担当）

（15）平成23年12月2日に認証された新定款を会員に周知した。（中央事務局担当）

（16）その他、理事会及び各委員会活動に関する検討、意見調整を行った。

2）会員の動向

入会

正会員A 滋慶医療科学大学院大学図書館

千葉県立保健医療大学図書館

東京家政大学図書館

正会員B 国立病院機構千葉東病院図書室

群馬県立小児医療センター図書館

国立精神・神経医療研究センター図書館

東京都立多摩総合医療センター図書室

岐阜県総合医療センター図書室

東京都済生会中央病院医療情報センター図書室

東京都医学総合研究所図書室

正会員個人 8名

維持会員 1機関（団体）

- 維持会員 1 名（個人）
- 退会
- 正会員 A 日本女子体育大学附属図書館
日本体育大学図書館
- 正会員 B 国立ハンセン病資料館図書室
京都市立病院図書室
- 正会員個人 9 名
- 平成 24 年 3 月 31 日現在の会員数
- 正会員 A 101 機関
- 正会員 B 36 機関
- 正会員個人 102 名
- 協力会員 2 機関
- 維持会員（団体） 20 機関
- 維持会員（個人） 2 名
- 3) 寄付（助成金）
- 株式会社紀伊國屋書店
- 丸善株式会社
- 4) その他
- 資料の共同購入 図書館年鑑 36 冊 608,000 円
- インセットテープ 16、17 回 合計 80,100 本 75,695 円
- NLM 複写依頼 4,059 件 5,445,410 円
- KMLA への文献複写提供実績 12 件

2. 3 委員会活動

企画・調査委員会

1. 委員

担当理事 青木 裕子（天理）

委員長 岸 友子（川崎）

委員 石川 明子（神常）、伊藤 淑子（個人）、土佐 智義（個人）、
山本 節子（関西）、吉富 啓子（近畿）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第 1 回 平成 23 年 7 月 8 日 第 2 回 平成 23 年 11 月 25 日

第 3 回 平成 24 年 3 月 27 日

2) 東日本大震災被災調査の実施

東日本大震災における加盟館の被災状況を把握し、日本医学図書館協会(JMLA)としての支援策を考え、今年度の事業（「加盟館統計」及び「重複雑誌交換」）実施についての検討材料とするため、理事会に被災状況調査の実施を提案し、承認された。4 月 30 日を締切りとして被災調査を行い、その結果を、6 月 6 日付けの協会ホームページ、機関誌「医学図

書館」58巻3号と「第82次加盟館統計」の特別編として掲載した。報告のあった被災館は、他団体の被災館と合わせて、「第62回重複雑誌交換」の優先譲渡館とした。

3) 第82次加盟館統計の発行

計画どおり9月30日に完成版を協会ホームページに掲載した。また希望者に簡易製本版を販売した。(28冊)

4) 重複雑誌被災館優先譲渡の実施

第62回重複雑誌交換事業に先駆け、東日本大震災復興支援活動の一環として、JMLA被災館と他団体の被災館に対して、重複雑誌被災館優先譲渡を行うことを理事会に提案し、承認された。実施に当たっては、日本薬学図書館協議会(JPLA)との合同事業とし、9月8日～9月22日の期間で行った。提供館は68館、譲渡を受けた被災館は13館(JMLA外1館)、提供総冊数は1,115冊であった。

5) 第62回重複雑誌交換事業の実施

データ提出7月1日～8月1日、交換期間11月7日～12月9日、報告書提出1月6日と、計画どおり実施した。提出冊数54,394冊、申込冊数は5,782冊、受領冊数は4,976冊であった。

6) 「要覧2011」の発行

計画どおり9月に発行した。またPDF版を協会ホームページに掲載した。

7) 担当3事業アンケート調査の実施

担当3事業の今後の方向を見極めるため、アンケート調査を行い、会員の意向を調査した。

3. 今後の課題

担当3事業についてのアンケート調査の結果を、次年度事業に反映させる。

機関誌「医学図書館」編集委員会

1. 委員

担当理事 宇野 彰男(北医)

委員長 大谷 裕(東邦)

委員 泉 峰子(科学院)、岡崎 富美江(東海)、小林 晴子(愛医)、
櫻井 待子(京都)、鷹野 祐子(個人)、高畑 亜紗美(東医)、
野田 久愛(東女)、伴 英一郎(東歯)、百留 悦子(埼玉)

協力委員 細井 真弓美(北大)、関本 由美子(福島)、金子 賢一(埼玉)、
内藤 裕子(日歯瀉)、万波 涼子(名市)、山下 ユミ(京府)、
黒木 和子(川崎)、阿部 佐和子(福岡)、

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成23年5月12日

第2回 平成23年9月6日

第3回 平成23年11月24日

第4回 平成24年3月29日

2) 「医学図書館」の刊行

58巻1号 4月20日発行 58巻2号 6月20日発行

58巻3号 9月20日発行 58巻4号 12月20日発行

59巻1号 平成24年3月20日発行

東日本大震災の影響により、58巻1号の発行が1か月遅れたが、以後は定時発行した。

3) 平成23年10月にJSTのJournal@rchive搭載作業が終了し、1巻から55巻までの主要

な記事が無料で公開された。

3. 今後の課題

- 1) 編集システムの改修
- 2) J-STAGE への最新号の掲載
- 3) Journal@rchive 事業の際作成された、全記事データの活用方法

出版委員会

1. 委員

担当理事 宇野 彰男（北医）

委員長 山下 和美（防医）

委員 宮明 秀幸（国医情）、村田 泰子（日医）、白土 裕子（医中誌）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成24年2月9日

2) 出版事業

- (1) 「医中誌 Web の使い方」(仮題) 著者 諏訪部直子、平紀子

医中誌 Ver. 5 の改訂が遅れたため刊行は平成24年度とした。

- (2) 「医学図書館員のための統計学入門」(仮題) 著者 緒方裕光

ほぼ原稿は完成したが刊行は平成24年度とした。

- (3) 「図解 PubMed の使い方 第5版」 著者 岩下愛、山下ユミ

本年度の予定にはなかったが前版が品切れとなったため急遽出版することとした。全ページカラーとし、平成24年3月に刊行した。

- (4) 「やってみよう 図書館での医療・健康情報サービス」

健康情報 WG より、本総会までに出版したいとの要望があり、平成24年5月に刊行した。

- (5) 「相互利用便覧」の Web 公開についてはホームページの UMIN 移行後、平成24年度に実施することとした。

3. 今後の課題

- 1) 平成24年度以降の出版企画の立案
- 2) 委員会メンバーの補充

広報委員会、ホームページ担当ワーキンググループ

1. 委員

担当理事 大瀧 博久（個人）、北川 正路（慈恵）

広報委員会

委員長 欠員

委員 藤沢 靖子（杏林）

ホームページ担当ワーキンググループ

委員長 川崎 かおる（岩手）

委員 今野 穂（札幌）、藤沢 靖子（杏林）、森田 奈津子（慈恵）、中越 晴彦（松歯）、森田 ゆかり（藤田）24.4.1 就任、中西 綾（和歌）、岩澤 尚子（香川）、小柳 貴俊（九大）、富田 一文（愛歯）24.3.31 退任

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成23年11月22日(火)

2) NIIの学協会情報発信サービスの終了に伴い、JMLAのホームページをUMINホームページサービスのサーバーに移設した。

3) 震災対応のため、暫定対策として一時サーバーを開設した。

4) 新規ページとして、「専門職能力開発プログラム推進委員会」、「診療ガイドライン作成支援事業」、「助成」、「協会賞・奨励賞」各ページを新設した。

3. 今後の課題

1) 協会案内パンフレットの更新

2) JMLAロゴの商標登録

3) JMLAホームページの定期更新

雑誌委員会

1. 委員

担当理事 児玉 関(東邦)、北川 正路(慈恵)

委員長 欠員

委員 江幡 歌奈子(東邦)、加戸 文子(阪市)、熊谷 智恵子(連中)、
南野 典子(慶應)

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成23年8月31日

第2回 平成24年2月8日

2) 出版元・代理店との交渉 JPLA雑誌問題検討委員会と合同で、出版元・代理店と平成24年契約に向けたコンソーシアム提案の交渉を延べ26回行った。交渉では、病院向け提案、日本語資料の提案、保健医療領域に特化した提案の充実を目指した。

(1) Springerから病院向け提案があったが、ILLを認めないなど前年に比べ条件が厳しくなったため、交渉を重ね、最終的に前年並みの提案となった。

(2) Thiemeとは、新たな病院向け提案の交渉を行った。条件が折り合わず、今回は見送られた。

(3) Natureとは、平成25年に向けて新たな病院向け提案の交渉を始めた。

(4) 医学書院とは、Medical Finderのコンソーシアム提案について交渉を行ったが、平成24年については見送られた。平成25年提案に向けて協議を継続している。

(5) 文生書院から、中国オンラインデータベースの提案があり、加盟館のニーズを探るため、アンケートを実施した。平成25年提案を予定している。

(6) Royal Society of Medicineからコンソーシアム提案の希望があった。平成25年提案実現に向け、協議を続けている。

(7) エディターシップからコンソーシアム提案について相談があった。平成25年提案実現に向けた協議を予定している。

(8) American College of Physiciansからコンソーシアム提案があった。協議を始める予定。

3) 電子ジャーナル・コンソーシアム説明会の開催 JPLA雑誌問題検討委員会と合同で、協会事業として、電子ジャーナル・コンソーシアム説明会を開催した。

(1) 大阪会場：平成23年9月6日(火) 大阪市立大学医学情報センターホール 参加者：

- 49名(JMLA26名、JPLA23名) 参加企業：20社(展示19社、プレゼン18社)
- (2) 東京会場：平成23年9月9日(金) 日本科学未来館 参加者：128名(JMLA75名、JPLA53名) 参加企業：21社(展示21社、プレゼン19社)
- ※参加者数には委員も含む。JMLA/JPLA両加盟館はJMLAでカウント。
- 4) 大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)との連携 JUSTICEとAAAS/Scienceのコンソーシアム提案について、共同で交渉した。その他の提案についても意見交換を行った。
- 5) その他
- (1) 出版元・代理店との交渉をスケジュール化、委員へ担当分担を行い、交渉体制を整えた。
- (2) 電子ジャーナル・コンソーシアム説明会の協会事業化を実現した。
- (3) 交渉経緯をWebで公開した。
- (4) 平成25年交渉に向けて、加盟館に平成24年提案に関するアンケートを実施した。
- (5) 加戸委員、熊谷委員が定年のため3月で辞任。加戸委員の後任は宮本委員(阪医)にお願いすることになった。熊谷委員の後任は未定。
- (6) 平成24年度から、電子ジャーナル・コンソーシアム説明会の名称を、コンソーシアム説明会に変更することとした。
3. 今後の課題
- 1) 委員長を中心とした体制での委員会運営の実現
- 2) 委員の補充と増員
- 3) 分担購入・分担保存のあり方についての検討

教育・研究委員会

1. 委員
- 担当理事 平 紀子(北療)、磯野 威(個人)
- 委員長 諏訪部 直子(杏林)
- 副委員長 加藤 砂織(東女)
- 委員 牛澤 典子(東邦)、西村 志保(日医)、市川 美智子(愛医)、
山田 有希子(東厚年)、真下 美津子(連中)
2. 事業報告と年間目標の達成状況
- 1) 委員会の開催
- | | |
|----------------|-----------------|
| 第1回 平成23年5月31日 | 第2回 平成23年7月12日 |
| 第3回 平成23年9月14日 | 第4回 平成23年12月20日 |
- 2) 日本薬学図書館協議会合同委員会の開催 平成23年7月12日
- 3) 第18回医学図書館員基礎研修会(関東地区)
- 4) 第18回医学図書館研究会・継続教育コース(中国・四国地区)
- 以上、協会主催の3)～4)の詳細については「2. 6 研修会」参照
- 5) 第13回図書館総合展フォーラム
- 期日：平成23年11月11日(金)
- 会場：パシフィコ横浜
- テーマ：社会貢献のための図書館ネットワークを考える：震災時復興に向けた健康医療情報の提供
- 参加者数：101名

- 6) 地域連携シンポジウム（日本薬学図書館協議会共催）
期日：平成 23 年 11 月 5 日（土）
会場：高山市図書館
テーマ：医療・健康情報を考える in たかやま
参加者数：17 名
 - 7) 研究助成及び海外研修助成募集
研究助成：応募 2 件、採択 2 件
海外研修事業：応募 1 件、採択 1 件
 - 8) 医療・健康情報研修（健康情報サービス研修ワーキンググループ）
 - (1) 公共図書館向け医療・健康情報サービス研修会プログラム開発、
テキスト「やってみよう 図書館での医療・健康情報サービス」の執筆
会議開催 平成 23 年 9 月 15 日、12 月 19 日
 - (2) 市民への医療・健康情報サービスに関する研修会実施
 - ①大分県宇佐市民図書館研修会：11 月 26 日（土）～11 月 27 日（日）
受講者 15、18 名
 - ②宮崎県立図書館研修会：11 月 28 日（月）～11 月 29 日（火）
受講者 30、41 名
 - 9) 教育プログラムマニュアル改訂
 - 10) 平成 23 年度日本医学図書館協会 協会賞・奨励賞選考（協会賞・奨励賞選考委員会）
3. 今後の課題
- 1) 平成 23 年度計画として掲げた「ヘルスサイエンス及び関連分野の情報サービス専門家に必要な知識と技術の範囲の検討」は専門職能力開発プログラム推進委員会が中心となっており、当委員会はその報告を受けて意見を出すにとどまった。今後、研修機会の格差を是正するための方策を、専門職能力開発プログラムに沿った形で検討し、実現していくこと。
 - 2) 奨学基金に関わる事業の運用を策定すること。

認定資格運営委員会

1. 委員

担当理事 平 紀子（北療）、磯野 威（個人）
委員長 酒井 由紀子（慶應）
委員 阿部 潤也（東歯）、城山 泰彦（順天）、永田 治樹（立教大）
山崎 むつみ（静がん）、山下 ユミ（京府）
2. 事業報告と年間目標の達成状況
 - 1) 委員会の開催

第 1 回 平成 23 年 6 月 13 日	認定審査作業 平成 23 年 8 月 29 日
第 2 回 平成 23 年 9 月 14 日	第 3 回 平成 23 年 12 月 20 日
第 4 回 平成 24 年 2 月 21 日	
 - 2) 申請募集と認定審査

第 16 回申請（平成 23 年 7 月受付）
審査件数：27
認定件数：27（基礎 11、中級 5[新規 3, 更新 2]、上級 11[新規 5、更新 6]）
第 17 回申請（平成 24 年 1 月受付）
審査件数：22

認定件数：22（基礎 18、中級 2[新規 2]、上級 2[新規 2]）

現存数（第 17 回申請まで）：284 名（基礎 213 名、中級 19 名、上級 52 名）

3) 教育研究委員会との連携推進

- (1) 審査作業の便宜を考え、認定資格ポイント数を添えた「JMLA 研修時間数一覧」を作成し、同委員会と共有することとした。
- (2) 第 18 回医学図書館研究会の日程について同委員会から確認があり、認定資格のポイントの数え方の観点から回答した。
- (3) 「文献検索医中誌 Web・PubMed 講習会」の標準化について同委員会から確認があり、認定資格の種類との整合性の観点から回答した。
- (4) 検討中のポイント表改訂に関連して、研修及び講師のポイントの数え方の変更について同委員会委員長へ打診した。
- (5) 医学図書館員基礎研修会、医学図書館研究会・継続教育コースの協力員を学協会活動のポイント表に反映させるために、名簿又は委嘱状の発行を確認した。
- (6) 基礎資格の認定要件となっている「協会主催の研修会への全日程参加」を緩和し、「研究会・継続教育コース」に限り、「研究会」と「継続教育 2 コース」は別の回の参加でも要件を満たすこととし、同委員会にも確認した。第 18 回募集（2012 年 7 月）から「申請の手引き」を改訂し、別途広報を行う予定。
- (7) 医学図書館員基礎研修会へ認定資格運営委員を派遣し、紹介と広報活動を行うことを企画した。2012 年 8 月開催予定の第 19 回（愛歯）からの実施を計画中。

4) 広報の強化

- (1) 協会ホームページの目次に「ヘルスサイエンス情報専門員」の文字を追加した。
- (2) 申請者の便宜をはかり、ポイントの対象期間も含めた「認定資格スケジュール」を協会ホームページにアップした。また、更新者の便宜と一般への広報のために Web 上の認定者名簿に中級・上級認定者それぞれの有効期限を追加した。
- (3) 新規に開始した広報先（いずれもチラシ・ポスター）は以下のとおり。
第 72 回私立大学図書館協会総会・研究大会 9 月 1～2 日（早稲田大学）
近畿病院図書室協議会第 123 回研修会 12 月 11 日（関西労災病院）
- (4) チラシ・ポスター改訂版作成
第 18～21 回（2012 年 7 月～2014 年 1 月）を対象としたものを作成。
会長の写真とメッセージ及び認定取得者から公募した写真を掲載。

5) 規程及びポイント表の整備

- (1) 規程の整備を行った。1) 2009 年分科会での指摘、日本図書館協会認定司書の規程及び内規を参考にし、不足していたパートタイム等の実務経験の数え方、審査の手続き、中級及び上級で更新しないと基礎となる件、異議申し立て、守秘義務について追加した。2) 会員名称変更に伴う用語の合致を行った。3) 専門学協会活動のポイント一部必須化、ポイント表改訂に伴う必要ポイント数の増加の案を作成した。
- (2) ポイント表の改訂作業を行った。1) 審査時の具体的な扱いの内部文書を作成し、維持することとし、2) 研修/講師のポイントの数え方と出版物の種類によるポイントの整合性を調整、3) 学協会活動の必須化に備え、受託事業ワーキンググループほか JMLA の活動をポイント表に追加した。

6) 関係機関との連携（広報以外）

- (1) 関連機関の研修広報に本協会認定資格の「ポイントの対象」である旨の記載について、研修会を事前認定しているとの誤解が生じないよう文言変更について協力依頼を行った。

- (2) 東海北陸地区国立大学図書館協会より、複数の同会主催研修会参加者から本協会の認定資格申請のために修了証の発行を求められたことから証拠書類について問い合わせを受けた。説明すると共に関連するホームページ上のQAをわかりやすく改訂した。
- (3) 審査作業を円滑に進めるため、関連団体の役職について委嘱状の発行の促進について協力依頼を行った。

3. 今後の課題

- 1) 委員会、中央事務局との業務分掌を明文化して共有する。
- 2) 社会的認知度を向上させるためのプロモーショングッズを作成する。
- 3) 取得者による広報支援のための「活用の手引き」を協会ホームページに掲載して普及させる。
- 4) 専門職能力開発プログラム案実現に向けた体制づくりを行う。

専門職能力開発プログラム推進委員会

1. 委員

担当理事 平 紀子（北療）、磯野 威（個人）

委員長 諏訪部 直子（杏林）

委員 酒井 由紀子（慶應）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成23年6月13日

第2回 平成23年7月12日

第3回 平成23年12月20日

2) 第82回総会分科会B「専門分野の図書館員の能力開発プログラムは今」を開催

期日：平成23年9月10日（土）

会場：日本科学未来館

座長：野添篤毅

話題提供：

岩隈道洋「法コンシェルジュ養成講座コアカリキュラムについて」

秋元敏「日本図書館協会認定司書 第1回認定事業を終えて」

諏訪部直子「日本医学図書館協会の専門職能力開発プログラム案」

参加者：30名程度

3) 専門職能力開発プログラム案作成及び関係者からの意見収集

- (1) 総会分科会、地区会事務局連絡会、関東地区会におけるプログラム案の説明。
- (2) 掲示板の設置やメーリングリストでプログラム案に対する意見募集。
- (3) 専門家と医師による有識者懇談会を開催。

4) 専門職能力開発プログラム案に基づく研修会を下記のとおり開催

「図書館員のための医学の基礎知識講座」

詳細については「2. 6 研修会」参照

3. 今後の課題

- 1) 当委員会で作成した専門職能力開発プログラム案を、認定資格運営委員会、教育・研究委員会と連携しながら後継の組織で検討し、最終案を固め、総会で承認を得る。
- 2) 職能集団として行動規範となる倫理規定を策定する必要がある。

「専門職能力開発プログラム案報告」

1. 経緯

- 平成 22 年 2 月 ・ アンケート調査実施
- 平成 22 年 5 月 ・ 第 81 回総会にてアンケート調査結果と「5つの提言」を発表
・ 分科会 B「医学図書館員の専門性とキャリア育成」にて「5つの提言」を解説
- 平成 23 年 9 月 ・ 第 82 回総会分科会 B「専門分野の図書館員の能力開発プログラムは今」にて、専門職能力開発プログラム（知識とスキル、教育、認定資格、モデル活動）案を提示
- 平成 24 年 2 月 ・ 有識者懇談会（医師、図書館情報学専門家、担当理事、専務理事、委員、中央事務局）

2. 専門職能力開発プログラム案（抜粋）

平成 23 年総会分科会において、下記表に「コンピテンシー」と称する「活動モデル」を加えた同プログラム案を提示した。

必要な知識とスキル			基盤レベル		レベルⅠ		レベルⅡ	
			図書館の一般的業務		医学図書館の基礎的業務		医学図書館の発展的業務	
グループ	分野	領域	研修	認定	研修	認定	研修	認定
0	特:協会活動	専門職学協会の活動	司書課程 基礎 ・司書資格		JMLAコア	基礎 ・経験2年 ・コア修了	JMLA-CE	中級 上級 ・経験5/10年 ・CE修了 ・資格 ・学歴 ・講師 ・実績
1	A)保健・医療	① 医学知識 ② 医学研究、医療政策等、医療を取り巻く情勢、問題点に関する理解						
	B)保健・医療分野の情報サービス	③ 利用者の情報ニーズと情報 ④ 医学情報資源や資料の管理						
2	C)情報サービスの基礎	⑤ 情報技術 ⑥ 教育に必要な知識・技能			JMLA-CE 保健・医療 JMLA研究会	中級 ・経験5年 ・CE修了 ・資格 ・学歴 ・実績	JMLA-CE 保健・医療	
3		D)ビジネススキル			⑧ 外国語 ⑨ マネジメント能力 ⑩ 個人の資質	外部	外部	上級 ・資格 ・推薦
↑ 2009年2月実施のアンケートから提示			↑ 専門職能力開発プログラム推進委員会の提案(認定については参考案)					

3. 専門職能力開発プログラム案に関する広報と意見交換のための活動

地区会事務局連絡会にて説明（平成 23 年 10 月）、掲示板設置・各種メーリングリストにて意見募集及び委員会メールで意見受付開始（平成 23 年 11 月）、関東地区会にて説明（平成 24 年 1 月）

4. 新研修プログラムの試行

2で定めた必要な知識とスキルのうち、協会として行ってこなかった「医学知識」に関する研修会「図書館員のための医学の基礎知識講座」（上記表の領域①レベルⅠに相当）を、平成 24 年 2 月 3 日に北里大学白金キャンパスにて試験的に実施した。参加者は 66 名（会員 50 名、JPLA5 名、非会員 11 名）であった。

5. 課題

以上の活動及び文献調査を含めた情報収集の結果、以下のことを課題として確認した。

- ・ プログラム案全体は細かすぎて論点がわからない。
- ・ 必要な知識とスキル、レベル分けについて反対は示されなかった。
- ・ モデル活動については、能力と役割が混在しており、内容やそのレベルにも疑問が示された。

- ・特に研修について様々な内容と形式が提案されたが、位置づけと実行可能性に精査が必要。
- ・新認定資格制度は未確定事項が多く、現行制度との整合性も含め多くの課題がある。
- ・「医学の基礎知識講座」は定員を上回る応募があり、他の地域での開催の要望が寄せられる等関心が高かった。
- ・社会に認められる専門職とするには、倫理規程を定める必要がある。

6. 今後の展望

当委員会の活動は平成 24 年 5 月で終了するが、後継組織を設置し、プログラム完成と実施に向けて継続して検討する必要がある。

受託事業委員会

1. 委員

担当理事 坪内 政義（専務理事・愛医）、河合 富士美（聖ルカ）、
北川 正路（慈恵）、児玉 関（東邦）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会等の開催

- (1) 委員会として会議を持たず、総務会で全体を統括した。
- (2) それぞれの事業はワーキンググループや研究班を組織して活動した。
- (3) 診療ガイドラインワーキンググループは全国会員から構成され、リーダーを、阿部信一氏（慈恵）、河合富士美氏（聖ルカ）、鈴木孝明氏（奈良）、諏訪部直子氏（杏林）、山口直比古氏（個人）に依頼している。

2) 診療ガイドライン作成支援ー診療ガイドラインワーキンググループ

※診療ガイドラインワーキンググループの報告を参照のこと。

3) 研修・講義受託事業

- (1) 医療・健康情報研修を、以下のとおり受託し、実施した。

①大分県宇佐市民図書館「医療・健康情報調べ方講座」

平成 23 年 11 月 26 日（土）～27 日（日）

講師：塚田薫代氏（静岡県立こども病院図書室）

医療・健康情報調べ方講座 基礎編

講師：平 紀子氏（北海道医療大学図書館、日本医学図書館協会理事）

医療・健康情報調べ方講座 専門編

②宮崎県立図書館「医療・健康情報サービス研修会」

平成 23 年 11 月 28 日（月）～29 日（火）

健康情報サービス研修ワーキンググループ

講師：柚木 聖氏（浦安市立図書館）

講師：塚田薫代氏（静岡県立こども病院図書室）

講師：諏訪部直子氏（杏林大学医学図書館）

講師：高橋宏美氏（相模原市立図書館）

以上、2 件とも、庶務・進行は牛澤典子氏（東邦大学医学メディアセンター）

※教育・研究委員会（健康情報サービス研修ワーキンググループ）の報告を参照のこと。

4) 医学中央雑誌刊行会受託事業

- (1) 平理事を代表とする研究「一般の方への医中誌 Web の提供についての調査」を継続。

- (2) 医中誌 Web「Version 5」の Web チュートリアル作成を受託したが、Version 5 の運用が安定せず、未着手となっている。

3. 今後の課題

- 1) JMLA の社会的・学術的活動の普及、会員のスキルアップ、収入の安定化を目的とする。それらは効果をあげているが、事業遂行のために、会員への負担が増大することのないよう考慮する必要がある。

受託事業委員会 診療ガイドラインワーキンググループ

1. 委員

担当理事 河合 富士美（聖ルカ）

委員長 河合 富士美（聖ルカ）

委員 川崎 かおる（岩手）、高橋 奈津子（聖隷）、成田 ナツキ（個人）、
谷口 今日子（富山）、萩原 泰子（信州）、森正 智子（昭和）、
山崎 むつみ（静岡）、山舘 優子（岩手）、山口 直比古（個人）、
愛知医科大学医学情報センター（代表：小林 晴子）、大阪市立大学学術情報総合センター医学分館（代表：岩佐 孝司）、杏林大学医学図書館（代表：諏訪部 直子）、東京慈恵会医科大学学術情報センター（代表：阿部 信一）、東京女子医科大学図書館（代表：三浦 裕子）、東邦大学医学メディアセンター（代表：大谷 裕）、名古屋市立大学総合情報センター川澄分館（代表：久田 睦美）、奈良県立医科大学附属図書館（代表：鈴木 孝明）、日本医科大学図書館（代表：渡辺 由美）、広島大学図書館霞図書館（代表：藤井 武志）

【下線＝リーダー】

※柿田憲広氏（愛歯）と鈴木絢氏（個人）にもご協力をいただいた。

2. 事業報告と年間目標の対する達成状況

1) 委員会の開催

第1回リーダー会 平成23年11月22日

- 2) 受託状況についての詳細は別紙一覧を参照のこと。今年度受託ガイドラインは17件、うち、1件は契約後に取り下げ。前年度以前受託のガイドラインについても委員会出席、検索式清書、出版社への原稿提出・校正などの作業があり、業務多端であった。
- 3) 昨年度上級講習会に参加した2名にご協力をいただいた。今後は地区会からの選出に加え、希望者が委員となれるよう委員の委嘱方法を変更することとした。
- 4) 文献検索マニュアル（案）を作成し、WG 委員に配布した。
- 5) リーダー会で文献検索マニュアルの改訂、文献検索講習会上級開催、認定ポイントの設定と作業費改訂、文献手配などを検討した。
- 6) 文献検索講習会上級編を平成24年3月8日～9日に東邦大学習志野メディアセンターで開催した。参加者10名。

3. 今後の課題

- 1) リーダーの負担が大きいため、ガイドライン作成委員会に出席し、検索のとりまとめができるリーダーの育成が必要である。
- 2) 質の高い検索をするため受託につき何らかの基準を設け、件数のコントロールが必要である。
- 3) 検索式をデータベース化し、参照できるシステム作りが必要である。

2011年度受託ガイドライン一覧

ガイドライン名		学会	検索担当者	委員会出席
GL1101	眼瞼	日本形成外科学会	成田(個人)、愛医	
GL1102	漏戸胸	日本形成外科学会	中止	
GL1103	耳介先天異常	日本形成外科学会	森正(昭和)	
GL1104	感染創	日本創傷外科学会	リーダー：河合、柿田(愛歯)	
GL1105	CIDP/MIMN	日本神経学会	リーダー：河合、愛医、名市、山崎(静がん)	2011.09.02沖縄(河合), 2011.11.03東京(河合・坪内), 2012.01.07東京(河合), 2012.03.31東京(河合)
GL1106	ギランバレー/フィッシャー症候群	日本神経学会	慈恵	2011.08.27東京(阿部), 2011.11.05東京(阿部), 2012.01.22東京(阿部)
GL1107	細菌性髄膜炎	日本神経学会	東邦	2011.11.05東京(河合)
GL1108	重症筋無力症	日本神経学会	リーダー：山口(個人), 川崎(岩手)	2011.09.16東京(山口)、2012.01.26東京(山口)
GL1109	ALS	日本神経学会	萩原(信州)、谷口(富山)、成田(個人)	2011.10.10東京(河合), 2011.11.23東京(河合), 2012.04.08東京(河合・萩原)
GL1110	腎障害患者におけるヨード造影剤使用に関するガイドライン	日本腎臓学会ほか	奈良, 河合	
GL1111	顔面神経麻痺	日本形成外科学会	杏林	
GL1112	眼瞼下垂症	日本形成外科学会	日医	
GL1113	腋臭症	日本形成外科学会	リーダー：河合、山館(岩手)	
GL1114	小児慢性便秘症	小児慢性便秘ワーキンググループ	河合	
GL1115	小児ネフローゼ症候群	日本小児腎臓病学会	河合	2012.02.17東京(河合), 2012.04.20福岡(河合)
GL1116	泌尿器腹腔鏡	日本泌尿器内視鏡学会	奈良	
GL1117	鼻骨・鼻篩骨骨折	日本頭蓋顎顔面外科学会	リーダー：河合、山館(岩手)	

国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会

1. 委員

担当理事 山田 久夫（個人）、磯野 威（個人）

委員長 山田 久夫（個人）

委員 阿部 信一（慈恵）、内生蔵 洋子（聖マ）、加藤 治（科学技術振興機構）、
坪内 政義（愛医）、成田 俊行（個人）、三沢 一成（医中誌）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成23年4月15日

第2回 平成23年9月8日

2) 活動内容

(1) 委員会名を「国立ライフサイエンス情報センター(仮称)推進準備委員会」から「国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会」に変更した。

(2) 第82回総会において、会員に向けて本活動の今後を問うべくプレゼンテーションをおこなった。

(3) 地区会に対して、会員がこれまでどのように考えてきたのか、新たな提案があるのかを問うアンケートを依頼した。

なお、(1)(2)(3)の活動経緯の詳細は、議事要録、総会資料、「医学図書館」59巻1号「広場（委員会紹介）」欄にて参照することができる。

(4) 平成23年8月8日（月）、「からだところの情報センター」ワーキンググループの会合を開催し、他図書館団体の出席も得て当該ホームページをさらに拡充しつつ維持していくこと確認、分担範囲など当面の活動方策を決定した。

3. 今後の課題

本委員会の活動は、協会活動の方向性や根幹の活動方針に直結するので、協会執行部特に理事会と強く連携しつつ、会員とのコミュニケーションを充分図らねばならない。

組織・制度委員会

1. 委員

担当理事 北川 正路（慈恵）

委員長 尾崎 聖太郎（麻布）

委員 加藤 恵子（国がん）、新谷 知之（東海）、土佐 智義（個人）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 委員会の開催

第1回 平成23年4月8日

第2回 平成23年6月16日

第3回 平成23年9月16日

第4回 平成23年12月1日

第5回 平成24年1月27日

第6回 平成24年3月22日

2) 定款の改正案の作成

標記改正案を作成して、理事会に提出した。

理事会で協議した改正案が、第82回総会にて承認された。

3) 細則、規程類の改正案の作成

東京都から認証された（平成23年12月2日付）新定款に基づき、標記改正案を作成して理事会に提出した。

3. 今後の課題

1) 正会員BからAへと変更となった会員の平成26年度以降の年会費の移行

- 2) 会員の義務と権利の明確化
- 3) 議事要録、協会作成文書の形式の統一
- 4) 平成 25 年度総会での審議に関する事項

2. 4 部会活動

病院部会

1. 幹事

奥出 麻里（千メセ） 連絡責任者

岩下 愛（国医療）、加藤 恵子（国がん）、河合 富士美（聖ルカ）、熊谷 智恵子（連中）、
安田 多香子（愛がん）

2. 事業報告と年間目標の達成状況

1) 幹事会の開催

第 1 回 平成 23 年 9 月 10 日

第 2 回 平成 24 年 2 月 23 日

2) 病院部会定例会

第 82 回総会分科会において定例会を開催した。参加者 11 名。

3) 分科会

第 82 回総会分科会において分科会 C「NII を知ろう：病院図書館の NII 参加に向けて」を担当した。

4) 見学会

平成 24 年 2 月 23 日に埼玉医科大学国際医療センターの見学会を開催した。参加者 15 名。

3. 今後の課題

1) 幹事の補充

幹事の内、2 名（岩下氏、熊谷氏）が今年度で退任のため、補充が必要である。

2. 5 東日本大震災復興支援 文献無料提供活動報告

1. 支援概要

- ・本活動は、東日本大震災により学術情報を入手しにくい状況にある被災地域の大学、病院、医療関連機関、医療者、あるいは救護活動に従事する医療者に対し、必要とする文献を無料で提供するものである。
- ・文献の申込みを JMLA が受付し、JMLA 内の協力館が送付する。協力館が文献送付にかかった経費は JMLA が負担する。
- ・平成 23 年 4 月から 5 月末日までという期間で、出版元・代理店、JMLA 加盟館から協力を得て、実現した。その後、震災規模の大きさから、引き続き支援が必要と判断され、期限

は平成 24 年 3 月 31 日まで延長された。

2. 結果

- ・文献申込総数は 650 件、実際に送付した件数は 641 件、謝絶は 9 件だった。
- ・送付件数は、月平均約 54 件あった。4～5 月の平均は 56 件であったのに対し、6～3 月の平均は約 54 件で、震災直後と 3 か月目以降で大きな差はなかった。
- ・最多は 11 月の 88 件、最少は 1 月の 5 件であった。しかし 2 月に 62 件、3 月に 82 件の申込みがあり、ニーズは依然として高いといえる。
- ・申込機関は、5 県 14 機関であった。内訳は、宮城県が 6 機関(すべて病院)、福島県が 5 機関(大学 2、病院 3)、青森県、栃木県、茨城県が各 1 機関(すべて病院)だった。
- ・14 機関中 5 機関が日赤関係で、文献提供先に偏りが見られた。
- ・申込みは医師によるものが全体の 1/3 を占め、本サービスが医師側にも伝わっていたと考えられる。
- ・協力館は 39 館あり、窓口館(愛医、東邦)と合わせて 41 館体制で、文献の提供を行った。実際に文献を提供したのは 41 館中 32 館だった。
- ・秋以降、入手しにくい文献の申込みが見られるようになった。医中誌に協力を依頼し、協力館で入手出来ない文献は医中誌から無料で提供された。
- ・文献の提供は大半が大学図書館だが、病院や研究所の図書館も可能な限り協力した。
- ・文献の提供方法は、震災直後は E-mail を活用したが、6 月以降は出版元・代理店の協力を得られないものが増えたことから、FAX、郵便の利用が増えた。
- ・協力館で文献送付にかかった経費のうち、JMLA に請求された総額は 17,810 円(62 件)だった。多くの協力館が経費負担をした。
- ・Special Thanks!
 - ・出版社、代理店、学会(文献提供)
 - ・加盟館(文献提供)
 - ・ホームページ WG(HP 作成)
 - ・奈良県立医科大学附属図書館(代替 HP 提供)

3. 申込状況

1) 総数

申込件数：650 件 送付件数：641 件 謝絶件数：9 件

2) 月別申込数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
受付	48	64	54	15	32	54	82	88	64	5	62	82	650
送付	48	63	53	15	31	54	81	87	63	5	60	81	641
謝絶	0	1	1	0	1	0	1	1	1	0	2	1	9

3) 申込機関数

No.				受付件数	送付件数	謝絶件数	合計
1	青森労災病院	青森県	病院	3	3	0	3
2	石巻赤十字病院	宮城県	病院	16	15	1	16
3	仙台赤十字病院	宮城県	病院	8	8	0	8
4	仙台逋信病院	宮城県	病院	15	14	1	15
5	仙台徳洲会病院	宮城県	病院	50	50	0	50
6	気仙沼市立病院	宮城県	病院	74	72	2	74
7	国立病院機構仙台 医療センター	宮城県	病院	10	10	0	10
8	奥羽大学	福島県	大学	4	4	0	4
9	呉羽総合病院	福島県	病院	129	128	1	129
10	星総合病院	福島県	病院	29	29	0	29
11	福島県立医科大学	福島県	大学	4	4	0	4
12	福島赤十字病院	福島県	病院	39	38	1	39
13	大田原赤十字病院	栃木県	病院	245	242	3	245
14	水戸赤十字病院	茨城県	病院	24	24	0	24
合計				650	641	9	650

4) 県別機関別申込件数(送付済みのみ)

	大学	病院	合計
青森県		3	3
宮城県		169	169
福島県	8	195	203
栃木県		242	242
茨城県		24	24
合計	8	633	641

5) 申込者別申込件数

	送付	謝絶	合計
医師	221	4	225
図書館員	420	5	425
合計	641	9	650

4. 受付・送付状況

1) 機関別受付件数

No.	機関	送付数	No.	機関	送付数	No.	機関	送付数
1	静岡県立こども 病院図書室	4	12	KBJ 国文情	5	23	SIK 成育	2
2	AI 愛医	191	13	KE 科学院	4	24	SL 聖ルカ	8
3	AL 朝日	1	14	KO 慶應	4	25	SR 聖隷	6
4	CMC 千メセ	7	15	KR 久留	3	26	SW 昭和	19
5	CR 中国労	3	16	KU 北里	5	27	TG 東歯	7
6	GD 日歯潟	3	17	KW 川崎	11	28	TI 東邦	257
7	HG 兵庫	2	18	KY 杏林	15	29	TK 帝京	8
8	HI 浜松	4	19	NK 医師	4	30	TO 東医	10
9	IM 国医情	12	20	NM 日大	10	31	TR 天理	1
10	JC 自治	2	21	NS 長崎	7	32	YH 横浜	1
11	JK 慈恵	20	22	OS 阪医	5			
								合計 641

※TI 東邦の件数には、平成 23 年 12 月からの医中誌による無料提供が含まれる。

2) 機関種別受付件数

機関種別	送付件数
大学	585
病院	35
その他	21
合計	641

3) 送付方法別送付件数

送付方法	送付件数
E-mail	88
FAX	293
郵便	260
合計	641

4) 清算

62 件 17,810 円

2. 6 研修会

第 82 回日本医学図書館協会総会分科会

期 日：平成 23 年 9 月 10 日（土）

会 場：日本科学未来館

テーマ：A オンラインリソースのゆくえ

B 専門分野の図書館員の能力開発プログラムは今

C 「NII を知ろう：病院図書館の NII 参加に向けて」

協会ホームページアドレス：

http://plaza.umin.ac.jp/~jmla/sokai/82nd_sokai/82sokai.html

日本薬学図書館協議会と共催した。

第 18 回医学図書館員基礎研修会

期 日：平成 23 年 8 月 3 日（水）～5 日（金）

会 場：東京慈恵会医科大学

テーマ：医学図書館員のステップアップ：若葉マーク脱却を目指して、一緒に学ぼう

参加者：79 名（うち JPLA 2 名、その他 22 名）

協会ホームページアドレス：

<http://plaza.umin.ac.jp/~jmla/event/kako/kiso-back/18kiso/kiso-18.html>

日本薬学図書館協議会と協賛した。

第 18 回医学図書館研究会・継続教育コース

期 日：平成 23 年 11 月 9 日（水）～11 日（金）

会 場：広島大学医学部広仁会館

テーマ：E な時代のライブラリアンの立ち位置を考えよう！

継続教育コース I：文献検索中級

継続教育コース II：1. 乳癌診療ガイドラインは如何に作られたか

2. 論文を書くために知っておくべき著作権とは

参加者：研究会 40 名（うち その他 6 名）（発表者 9 名）

継続教育コース 1 41 名（うち JPLA 1 名、その他 7 名）

継続教育コース 2 35 名（うち その他 7 名）

協会ホームページアドレス：

<http://plaza.umin.ac.jp/~jmla/event/kako/res-back/18th/18res.html>

日本薬学図書館協議会と協賛した。

専門職能力開発プログラム案に基づく研修会「図書館員のための医学の基礎知識講座」

期 日：平成 24 年 2 月 3 日（金）

会 場：北里大学白金キャンパス 薬学部 1 号館 1203 講義室

参加者：66 名（うち JPLA 5 名、その他 11 名）

文献検索講習会 上級編 -診療ガイドライン作成のための PubMed 検索を学ぶ-

期 日：平成 24 年 3 月 8 日（木）～9 日（金）

会 場：東邦大学習志野メディアセンター

参加者：10 名

規 程 集

3 規程集

3. 1 定 款

特定非営利活動法人日本医学図書館協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会と称し、英文名称を The Japan Medical Library Association とする。

(事務所等)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、必要に応じ支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、保健・医療その他関連領域の図書館事業の振興及び情報の流通に関する調査、研究並びに開発を推進することによって、図書館を利用する者がより広く、高度の知識を習得できるようにし、もって保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療関連図書館（以下「図書館」という。）に関する調査、研究及び開発
- (2) 機関誌及び刊行物の発行
- (3) ホームページによる広報
- (4) 図書館及びその所蔵資料に関する情報の収集、提供、相互利用
- (5) 図書館に関する教育普及及び図書館にかかわる者の認定資格事業
- (6) 国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の5種とし、維持会員以外の会員（以下「構成員」という。）をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員A 本会の目的に賛同して入会した大学・学部の図書館
 - (2) 正会員B 本会の目的に賛同して入会した病院、研究所等の図書館
 - (3) 正会員個人 本会の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人
 - (4) 協力会員 本会の事業に協力するために入会した公益団体
 - (5) 維持会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を2年以上滞納し、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 理 事 9名以上14名以内
- (3) 監 事 1名以上3名以内

(選任等)

第13条 会長及び理事は、総会において選任する。

- 2 理事の互選により、専務理事1名を選任する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員及びその配偶者並びに3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。
- 5 監事は、総会で選任する。
- 6 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。
- 7 役員の選任方法に関する細則は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その会務を統括する。

2 専務理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び総会又は理事会の議決に基づき、会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、会務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会の招集をすること。

(5) 理事の職務執行状況又は本会の財産状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(総務会等)

第19条 本会の日常業務を円滑に執行処理するため、理事会の下に総務会を置く。

2 総務会は、専務理事のほか会長が指名する若干名の理事をもって構成する。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

(委員会等)

第20条 理事会は、担当する会務の執行に必要な委員会を置く。

2 理事会が必要と認めたとき、その他に臨時委員会を置くことができる。

第5章 地区会、部会

(地区会)

第21条 本会は、事業遂行のため、地区会を置く。

2 地区会は、構成員をもって構成する。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(部会)

第22条 本会は、事業遂行のため、特定主題についての活動を行う部会を置くことができる。

2 部会は、構成員をもって構成する。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員及び評議員会)

第23条 本会に、評議員を置く。

2 評議員数は、9名以上11名以内とする。

3 評議員会は、評議員をもって構成する。

4 評議員会は、会務に関する事項について、会長の諮問に応じて審議する。

5 前項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 総会

(種別)

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 前項の総会をもって、法が規定する社員総会とする。

(構成)

第25条 総会は、構成員をもって構成する。

(権能)

第26条 総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 事業計画及び予算並びにその変更

(6) 役員の選任、解任及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第55条においても同じ。） その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 会員の除名

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 構成員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第28条 前条第2項第3号の場合を除き、総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも30日前までに通知しなければならない。

(運営方法)

第29条 総会の運営方法に関する細則は、この定款に定めるもののほか、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(議長)

第30条 総会の議長は、出席した構成員のうちから会長が指名する。

(定足数)

第31条 総会は、構成員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第32条 総会における決議事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第33条 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した構成員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印した上、この議事録を本会の事務所において5年間備え置くこととする。

第8章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第36条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、本会の運営に関する必要な事項
- (開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
- (招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び協議事項を記載した書面をもって、少なくとも30日前までに通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2号の規定により請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

(運営方法)

第39条 理事会の運営方法に関する細則は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(議長)

第40条 理事会の議長は、出席した理事のうちから会長が指名する。

(定足数)

第41条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第42条 理事会における決議事項は、第38条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第43条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決した理事は、前2条及び第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印した上、この議事録を本会の事務所において5年間備え置く。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第45条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第46条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第47条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第48条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第49条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第50条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第51条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができるものとする。

- 2 予備費を使用するときは、総務会の議決を経なければならない。ただし、次の理事会及び総会に報告することとする。

(予算の追加及び更正)

第52条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第53条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第54条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(臨機の措置)

第55条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 名誉顧問及び会友

(名誉顧問及び会友)

第56条 本会に、名誉顧問及び会友を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び会友に関する細則は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 中央事務局等

(中央事務局)

第 57 条 本会に、事務を処理するため中央事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が任免し、職員は会長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

第 12 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 58 条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した構成員の過半数の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 59 条 本会は、次に掲げる事由により解散するものとする。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 構成員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により本会が解散するときは、構成員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 60 条 本会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 61 条 本会が合併しようとするときは、総会において構成員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 13 章 公告

(方法)

第 62 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行うものとする。

第 14 章 雑則

(細則)

第 63 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

会 長 清水 英佑

専務理事 殿崎 正明
 理事 茂幾 周治 高野 史子 北川 正路 吉江 吉夫
 平 紀子 奈良岡 功 磯野 威 土佐 智義
 監 事 新井 勉 星 和夫

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、初年度は短期間につき免除する。

正会員A（団体）	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円	
正会員B（団体）	入会金	50,000 円	年会費	40,000 円	
正会員C（団体）	入会金	100,000 円	年会費 1 口	100,000 円	
正会員D（個人）	入会金	3,000 円	年会費	10,000 円	
協力会員（団体）	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円	
維持会員（個人）	入会金	なし	年会費 1 口	5,000 円	（1 口以上）
維持会員（団体）	入会金	なし	年会費 1 口	100,000 円	（1 口以上）

附 則

この定款は、平成23年2月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年12月2日から施行する。

3. 2 細 則

入会及び退会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第7条、第8条及び第9条の規定に基づき、入会及び退会に関し、必要な事項を定める。

(入会申込)

第2条 定款第7条第2項に規定された入会申込は、別紙様式1～2により申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第3条 定款第8条に基づき、入会金及び会費の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員A	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円
(2) 正会員B	入会金	50,000 円	年会費	40,000 円
(3) 正会員個人	入会金	3,000 円	年会費	10,000 円
(4) 協力会員	入会金	100,000 円	年会費	80,000 円
(5) 維持会員(個人)	入会金	なし	年会費 1 口	5,000 円 (1 口以上)
(6) 維持会員(団体)	入会金	なし	年会費 1 口	100,000 円 (1 口以上)

(退会届)

第4条 定款第9条第1項の規定に基づき、退会する会員の退会届は、別紙様式3により届け出るものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年5月20日から施行する。

参考

平成23年5月20日の総会において、正会員BからAに移行した会員の会費は、平成26年度から平成28年度までは、60,000円、平成29年度以降は、80,000円とする。

(様式1：団体用)

年 月 日

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

住 所 〒

図書館名
(団体名)
代 表 者

印

貴協会に入会いたしたく、下記のとおり申し込みます。
なお、事務連絡は、下記へお願いします。

記

1. 会員種別 ☐正会員A又はB ☐協力会員 ☐維持会員(申込み口数 ☐)
注：正会員A又はBについては、当会で判断します。

2. 連 絡 先

フリガナ
氏 名

電 話 (内線)

F A X

E-mail

(様式2：個人用)

年 月 日

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

氏 名 印

貴協会に入会いたしたく、下記のとおり申し込みます。

記

フリガナ

1. 氏 名
2. 会員種別 ☐正会員 ☐維持会員（申込み口数 口）
3. 自宅住所 〒
電 話 FAX
E-mail
4. 勤 務 先 所属部署

所在地 〒
電 話 (内線)
FAX
E-mail
5. 連絡方法 ☐自宅郵送 ☐自宅メール ☐勤務先郵送 ☐勤務先メール

- ※1. 本申込書に書かれた情報は、本会から申込者への連絡及び本会の事業目的以外の使用はいたしません。
2. 「1～3」は、記入できないものを除いて記入必須項目ですが、「4. 勤務先」は、記入必須項目ではありません。
3. 地区会に関する細則第4条の規定により、本会入会と同時に地区会にも加入することとなり、地区会事務局に上記連絡先が通知されることを御了承ください。
4. 中央事務局からお届けする規約等に同意してお申し込みください。

(様式3)

年 月 日

退 会 届

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

住 所 〒

会員番号

会 員 名

印

代表者名

(団体の場合、ご記入ください)

貴協会を下記の理由により、退会いたします。

記

理 由

役員の選任方法に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第13条第7項の規定に基づき、役員の選任方法に関し、必要な事項を定める。

(役員選挙管理委員会)

第2条 評議員及び評議員会に関する細則第2条第2項に基づき、設置される選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、役員選挙に係る事務を統括する。

2 委員会は、互選された3名以上5名以内の評議員によって構成し、委員長は、委員で互選する。

3 委員会は、役員選挙に係る問題の処理について、評議員会に必要な助言を求めることができる。

(選挙の公示)

第3条 委員会は、役員が選任される総会の150日前までに役員選挙を公示し、立候補者を公募するとともに、地区会に候補者の推薦を依頼する。

2 公示する内容は、次のとおりとする。

(1) 理事会が定める別表に掲げる会長及び理事の公募定数並びに職務

(2) 理事会が定める監事の公募定数

(3) 役員選挙管理委員会名簿

(4) その他、委員会が必要と認める事項

(候補者の資格及び要件)

第4条 候補者は、立候補者及び地区会から推薦された者とする。

2 正会員A及びBに所属する個人並びに正会員個人(以下「個人会員」という。)は、候補者になることができる。

3 立候補者は、別紙様式の役員候補者届を委員会に提出しなければならない。

4 地区会は、公募定数以内の候補者を推薦することができる。

5 委員会は、地区会推薦候補者に対して別紙様式の役員候補者届によって本人の受諾を確認しなければならない。

6 選挙管理委員が候補者となった場合は、委員を辞任することとし、委員会は、評議員会に対して委員の補充を依頼できるものとする。

(候補者の受付)

第5条 委員会は、前条第3項及び第5項の規定に基づき、提出された役員候補者届を受理する。

2 委員長は、候補者受付の結果を評議員会に報告するものとする。

(候補者の公示)

第6条 委員会は、会長、理事及び監事候補者を選挙公報によって公示するものとする。

(選挙の方法)

第7条 選挙の方法は、次のとおりとする。

(1) 投票は、郵送により行う。

(2) 投票権を有する会員は、正会員及び協力会員とする。

(3) 正会員A、B及び協力会員の代表者が個人会員の場合は、それぞれの投票権を行使できるものとする。

- (4) 選挙は、投票権を有する会員の3分の1以上の投票によって成立するものとする。
- (5) 開票は、会長が委嘱する正会員立会人2名のもとに、委員会が行う。
- (6) 投票の有効、無効の判定は、委員会が行う。
- (7) 会長、理事及び監事候補者は、有効投票総数の過半数の得票を得た者のうちで得票数の順に当選者とする。
- (8) 得票数が同数の場合は、抽選により当選者を決定する。
- (9) 有効投票総数の過半数の得票を得た非当選者を補欠者とする。
- (10) 候補者数が公募定数以内の場合も投票を行う。

(選任)

第8条 投票結果及び当選者は、総会の承認によって有効とする。

(補充と増員)

第9条 役員を補充又は増員する場合は、補欠者のなかから得票数が多い順に選任する。

(選挙不成立への対応等)

第10条 本細則の定めによる役員選任が困難となった場合、評議員会は対策を講じるものとする。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年11月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年10月21日から施行する。

(別表) 理事職務

職 務 名		人 数
会長		1 名
専務理事		1 名
理事	総務会担当（受託事業、広報、国際交流等）	専務＋若干名（兼務）
	財政担当	1 名
	企画・調査担当	1 名
	出版・編集担当	1 名
	雑誌担当	1 名
	教育・研究担当（協会賞・奨励賞選考を含む）	1 名
	認定資格担当	1 名
	健康情報研修、専門職能力開発担当	1 名
	国立ヘルスサイエンス情報センター検討担当	1 名
	組織・制度担当	1 名
	その他の臨時的職務	兼務

注 1 それぞれの人数及び職務は、役員改選の都度、理事会が定める。

2 職務を兼務する場合がある。

(別紙様式)

役員候補者届

フリガナ
氏 名 印

生年月日

役員種別 会長 理事 監事

候補種別 立候補 推薦（推薦地区会名 ）

会員種別 正会員 A B 個人

所 属

職 歴

本会役員・委員歴及び業績

所 信

備考：全項目に記入してください。記入事項はすべて選挙公報に掲載されます。ただし、生年月日は例外としますので、非掲載をご希望の場合はその旨明記願います。
なお、記載された情報は「個人情報保護法」に基づいて取り扱い、役員候補資格の確認と選挙公報以外に使用することはありません。（役員選挙管理委員会）

理事会の運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第39条の規定に基づき、理事会の運営に関し、必要な事項を定める。

(理事会の運営)

第2条 理事会は、定款第35条及び第38条第1項に基づき、理事をもって構成し、会長がこれを招集する。

2 理事会の議長は、定款第40条に基づき、出席した理事のうちから会長が指名し、会長が欠席の場合は、専務理事が職務を代行する。

3 理事会は、定款第41条に基づき、理事総数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

4 理事会の議事は、定款第42条第2項に基づき、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、定款第14条第4項第5号に基づき、理事会に出席し、意見を述べることができる。

6 理事会は、定款第20条に基づき、理事会の下に事業目的達成のために必要な委員会を置くことができる。

7 理事会は、電子メール等により審議を行うことができるものとする。

(理事会の審議事項)

第3条 理事会は、定款第36条各号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項を含む、特定非営利活動法人日本医学図書館協会の運営に関する重要事項全般を審議する。

(1) 定款及び規則類の制定・改廃に関すること。

(2) 別表に掲げる理事の担当職務に関すること。

(3) 事業計画及び収支予算に関すること。

(4) 事業報告及び収支決算に関すること。

(5) 会員の除名に関すること。

(6) 入会金及び会費に関すること。

(7) 総会組織委員会に関すること。

(8) 総会の議決した事項及び運営に関すること。

(9) 名誉顧問及び会友に関すること。

(10) 事務局の組織及び運営に関すること。

(11) 役員の補充に関すること。

(12) その他、事業目的達成のために必要な事項

(書面表決)

第4条 会議の書面表決等は、定款第33条の規定を準用する。

(議事録)

第5条 理事会の議事録及び電子メール等による審議録は、中央事務局が作成するものとする。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成16年4月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年8月29日から施行する。

(別表) 理事職務・人数・担当委員会

職 務 名		人 数	担当委員会
会長		1 名	
専務理事		1 名	総会組織委員会
理 事	総務会担当	若干名（兼務）	
	財政担当	2 名（兼務）	
	企画・調査担当	1 名	企画・調査委員会
	出版・編集担当	1 名	機関誌「医学図書館」編集委員会
			出版委員会
	広報担当	1 名	広報委員会 ホームページ担当ワーキンググループ
	雑誌担当	1 名	雑誌委員会
	教育・研究、医療・健康情報、認定資格運営、協会賞・奨励賞選考ほか、担当	2 名	教育・研究委員会 医学図書館員基礎研修会実行委員会 医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 研究助成費及び海外研修助成費選考委員会
			医療・健康情報委員会 医療・健康情報ワーキンググループ
			認定資格運営委員会
			専門職能力開発委員会
			協会賞・奨励賞選考委員会
			奨学委員会（休止）
	受託担当	1 名	受託事業委員会 診療ガイドラインワーキンググループ
	国際交流担当	1 名	国際交流委員会
	組織・制度担当	1 名	組織・制度委員会
	その他の臨時的職務	若干名	国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会 相互利用マニュアル検討委員会（休止） 会員増加推進ワーキンググループ（休止） その他

注1 職務及びそれぞれの人数は、役員改選の都度、理事会が定める。

2 職務を兼務する場合がある。

地区会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第21条第3項の規定に基づき、地区会に関し、必要な事項を定める。

(地区会の目的及び事業)

第2条 地区会は、本会の事業を遂行するために必要な地域的活動を行う。

2 地区会は、地域の関連団体と連携し、定款第4条に規定する活動を推進する。

(地区会の区分及び名称)

第3条 地区会は、北海道地区会、東北地区会、関東地区会、北信越地区会、東海地区会、近畿地区会、中国・四国地区会、九州・沖縄地区会の8地区会とする。

2 地区会の名称は、「特定非営利活動法人日本医学図書館協会（地区会名）地区会」とする。

3 各地区会に属する都道府県は、以下のとおりとする。

地区会名	都 道 府 県
北海道地区会	北海道
東北地区会	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地区会	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北信越地区会	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
東海地区会	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地区会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国地区会	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄地区会	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(地区会会員)

第4条 正会員及び協力会員（以下「会員」という。）は、入会時に機関の所在地又は個人の居住地の地区会に所属するものとする。

2 会員が所属する地区会の変更を希望する場合は、理事会の承認を得ることとする。

(組織・運営)

第5条 地区会は、組織、構成、運営等に関する事項を地区会会則に定め、理事会に提出するものとする。

2 地区会の運営に要する経費について、本会に請求することができる。

3 研修会等地区会独自の事業に必要な経費は、本会からの配分金のほか、参加費等を徴収することができる。

4 地区会の主催する研修等の事業に、会員以外の者を参加させることができる。

(地区会事務局及び連絡会議)

第6条 地区会に、事務局を置くものとする。

2 地区会事務局は、本細則及び地区会会則に規定される地区会の任務を遂行する。

- 3 中央事務局は、地区会事務局連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、本会と地区会の連絡調整を行う。
- 4 連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、特定の地区会に限定される会議は、当該地区会の合意により開催することができる。
- 5 連絡会議の議長は、出席者の互選とし、議題、運営等はあらかじめ中央事務局が調整するものとする。
- 6 連絡会議に、議題に関連する担当理事等の出席を求めることができる。
- 7 連絡会議の庶務は、中央事務局が担当する。

（評議員の選出）

第7条 地区会は、評議員及び評議員会に関する細則第4条第1項に基づき、評議員1名を選出し、会長に推薦する。

（役員等の推薦）

第8条 地区会は、役員選任に関する細則第4条第4項に基づき、役員候補者を推薦することができる。

- 2 地区会は、名誉顧問及び会友に関する細則第3条第2項に基づき、会友を推薦することができる。

（総会議案の準備）

第9条 地区会は、総会運営に関する細則第11条第2項に基づき、会員から提出される総会議案を取りまとめなければならない。

（報告）

第10条 地区会は、会則の変更、当該年度の活動を理事会に報告するものとする。

（改廃）

第11条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成17年4月22日から施行する。
- 2 この細則の適用については、地区会の事情により理事会の承認のもとに2年以内の適用留保期間を設けることができる。

附 則

この細則は、平成17年10月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年8月29日から施行する。

評議員及び評議員会に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、定款第23条第5項に基づき、評議員及び評議員会に関し、必要な事項

を定める。

(評議員の任務)

第2条 評議員は、評議員会を組織し、定款第23条第4項に基づき、協会の中長期的目標及び当面の重要課題について会長の諮問に応じて審議する。

2 評議員会は、役員選挙において、役員選挙管理委員会を組織し、選挙の公平な実施のために会長及び役員選挙管理委員会に対して助言する。

(評議員会の構成)

第3条 評議員会は、地区会が推薦する評議員と会長が指名する評議員で構成する。

(評議員の選出)

第4条 各地区会は、地区会会員のうちから評議員1名を選出し、会長に推薦する。

2 会長指名の評議員は3名以内とし、会員に限定しない。会長は、その選任について理事会の助言を求めることができる。

3 評議員は、会長が委嘱して総会において報告する。

(評議員の任期及び欠員補充)

第5条 評議員の任期は、就任が報告された総会から2年後の通常総会までとし、再任を妨げない。

2 地区会選出評議員と会長指名評議員を交互に改選する。

3 地区会選出評議員の欠員補充はその地区会が、会長指名評議員の欠員補充は会長が行い、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、通常総会終了後、速やかに開催する。

2 会議において議長を互選する。議長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 評議員は、評議員総数の3分の1以上により、会議の目的たる事項を示して会議の招集を請求することができる。

4 会議には、会長と専務理事が出席するものとする。会長は、必要に応じて、その他の理事等の出席を求めることができる。

5 会議の書面表決等は、定款第33条の規定を準用する。

(議事録)

第7条 評議員会の議事録は、中央事務局が作成するものとする。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成19年4月20日から施行する。

2 第3条及び第4条の規定に関わらず、この改正細則が施行された日に評議員であった者の任期は、改正前の細則に従うこととする。

3 第5条の規定に関わらず、この改正細則施行後、最初に会長が指名する評議員の任期は、1年とする。

附 則

この細則は、平成23年10月21日から施行する。

名誉顧問及び会友に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第56条第2項の規定に基づき、名誉顧問及び会友に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第2条 本会の運営、活動、その他について、特に功績顕著な正会員A、Bに所属する個人及び正会員個人を名誉顧問として推戴することができる。

2 本会の運営等について功績のあった会員が、その職を離れた場合、本人の希望により会友として推薦することができる。

(推戴・推薦手続)

第3条 名誉顧問は、会長経験者を対象に会長又は理事会が発議し、会長が委嘱する。

2 会友は、60歳以上で2期以上の理事経験者又は同等の功績がある者を対象に、地区会の推薦により、理事会が発議し、会長が委嘱する。

(総会への報告)

第4条 前条の規定に基づき、名誉顧問又は会友となった者は、総会において報告する。

(権利)

第5条 名誉顧問及び会友は、次の権利を有する。

- (1) 会長の求めに応じて意見を述べること。
- (2) 総会に出席して意見を述べること。
- (3) 本会が事業として行う研究会等へ参加すること。
- (4) 機関誌の配布を受けること。
- (5) 機関誌へ投稿すること。
- (6) 本会出版物を会員価格で購入すること。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月19日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年8月29日から施行する。

総会運営に関する細則

運営を理事会で試行中のため、第 8 4 回総会（平成 2 5 年度）まで、第 1 2 条（委任状提出の手続）、第 1 3 条（表決権）等一部の規定を除き凍結中。

（目的）

第 1 条 この細則は、定款第 2 9 条の規定に基づき、総会の運営及び手続に関し、必要な事項を定める。

（会期）

第 2 条 通常総会の会期は、館長・司書会議と総会の 2 日間とする。

2 臨時総会の会期は、理事会において定めるものとする。

3 分科会又は部会を開くことができる。

（開催場所）

第 3 条 総会は、関東地区は 3 年に 1 回、近畿地区は 6 年に 1 回、その他の地区は 1 2 年に 1 回の頻度でそれぞれの地区内で開催する。

2 地区の順番は次のとおりとする。

関東→北海道→近畿→関東→九州・沖縄→東北→関東→中国・四国→近畿→関東→北信越→東海→（関東に戻る。）

（地区代表機関）

第 4 条 総会が開催される地区は、地区内正会員のうちから地区代表機関を決め、前年度の総会で報告する。

（組織委員会）

第 5 条 理事会は、総会開催の都度、総会組織委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

2 委員会は、地区代表機関内に置く。

3 委員会の構成は、次のとおりとする。

（1）地区代表機関の長

（2）地区会事務局代表者

（3）専務理事を含む若干の理事及び中央事務局長

（4）その他理事会が必要と認めた者

4 委員長は、地区代表機関の長とする。

（地区内の協力）

第 6 条 地区代表機関は、地区内の会員の協力を求めることができる。

（経費）

第 7 条 総会運営にかかわる経費は、原則として協会の予算及び出席会員の参加費をもって充てる。

（招集状）

第 8 条 総会の招集状は、会長及び総会組織委員会委員長の連名により、総会開催日の 1 ヶ月前までに正会員並びに協力会員の代表者に中央事務局が発送する。

（名誉顧問及び会友の招請）

第 9 条 協会の名誉顧問及び会友に対しては、会長名をもって招集し、招請状は中央事務局が発送する。

(関係者招請)

第10条 総会に官庁その他関係者の出席を必要とする場合には、会長名をもって招請し、招請状は中央事務局が発送する。

(議案提出手続)

第11条 総会に議案を提出する会員は、臨時総会の場合を除き、総会開催日の6か月前までに理由を示して所属地区会の事務局に提出するものとする。

2 地区会事務局は、提出された議案を地区内に諮り、理事会に提出する。

(委任状提出の手続)

第12条 総会構成員(正会員、協力会員)は、定款第33条第1項に規定に基づき、次に定める手続にしたがって委任状を提出することができる。

2 表決権を委任する会員は、別紙様式の「委任状」に署名、押印し、総会開催日の2週間前までに、当該会員に託すとともに委任状の写しを中央事務局に提出しなければならない。

3 表決権の委任状を受ける場合、1を超えることはできない。

(表決権)

第13条 総会における表決権は、1総会構成会員(正会員、協力会員)につき1票とする。ただし、委任状により表決権を委任されたときは、2票を行使することができる。

2 機関会員の代表者が個人会員である場合は、2票を行使することができる。

(館長・司書会議)

第14条 館長・司書会議の運営に関することは、教育・研究規程に定める。

(議長)

第15条 総会の議長は、定款第30条に基づいて指名され、館長・司書会議の議長は必要に応じて総会開催地区正会員A及びBに所属する職員のうちから互選する。

2 総会の副議長は、館長・司書会議の議長、又は総会の議長の指名によるものとする。

(議事録)

第16条 中央事務局は、議事録を作成し全会員に配布するものとする。

(引き継ぎ)

第17条 地区代表機関は、次期地区代表機関に引き継ぎを行うものとする。

(決定事項の周知)

第18条 中央事務局は、総会決定事項を全会員に通知するものとする。

(オブザーバーの出席)

第19条 総会構成員以外の会員で、希望する者はオブザーバーとして総会に出席することができる。ただし、会場の都合等で出席を認めないことがある。

2 オブザーバーとして総会に出席を希望する者は、総会開催期日の3か月前までに、中央事務局に届け出て、その許可を得るものとする。

(改廃)

第20条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月20日から施行する。

(別紙)

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

委 任 状

第 回日本医学図書館協会総会（平成 年 月 日：於 ）

における議案審議及び表決権の行使を、定款第 33 条第 1 項の規定に基づき、

に委任いたします。

平成 年 月 日

会 員 名: 印

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

3. 3 規 程

総務会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第19条第3項の規定に基づき、総務会に関し、必要な事項を定める。

(議長)

第2条 総務会の議長は、専務理事とする。

2 専務理事が不在のときは、総務会の中からあらかじめ会長が指名した理事が議長となる。

(会議)

第3条 総務会の会議は、原則として2か月に1回開催する。

(議事録)

第4条 総務会の会議の議事録は、中央事務局が作成し、理事会に報告する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行する。

委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第20条の規定に基づき、委員会に関し、必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 委員会は、常設委員会及び臨時委員会とする。

2 常設委員会は、次の委員会とする。

(1) 企画・調査委員会

(2) 機関誌「医学図書館」編集委員会

(3) 出版委員会

(4) 広報委員会

(5) 雑誌委員会

(6) 教育・研究委員会

(7) 医療・健康情報委員会

(8) 認定資格運営委員会

(9) 受託事業委員会

(10) 協会賞・奨励賞選考委員会

(11) 国際交流委員会

(12) 組織・制度委員会

3 臨時委員会は、理事会が必要と認めたときに一定期間設置する。ただし、常設委員会が統括する臨時委員会はこの限りではない。

(委員会の設置及び廃止)

第3条 委員会は、次の場合に設置又は廃止する。

(1) 総会が議決したとき。

(2) 理事会がその必要を認めたとき。

(設置及び廃止の公表義務)

第4条 新たに委員会を設置したとき、理事会は機関誌への掲載その他の方法により、その目的、任務及び委員構成を公表しなければならない。

2 委員会を廃止したとき、理事会は前項と同様の方法で、その理由を公表しなければならない。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 委員会の委員長は、当該委員会委員の互選による。

3 委員会が、特に必要があると認めたときは、副委員長を置くことができる。

(委員の選考と委嘱)

第6条 委員は、原則として正会員A、Bに所属する個人及び正会員個人の中から選考する。

2 委員は、理事会の同意により、会長が委嘱する。

(委員の任期)

第7条 常設委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員会の委員の任期は、その期間中とする。

3 欠員補充のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の議事)

第8条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

3 委員長は、議事を主宰し、委員会を代表する。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、委員会に出席し意見を述べることができる。

(議事録)

第9条 委員会の議事録は、当該委員長が作成するものとする。

(委員会内規)

第10条 委員会は、理事会の議を経て当該委員会の内規を定めるものとする。ただし、臨時の委員会は、その限りではない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月29日から施行する。

委員会記載順序とそれぞれの位置づけに関する基準

定款第5条(1)～(7)に示された本会事業、その他	常設・臨時、親・子委員会	備考
(1) 保健・医療関連図書館に関する調査、研究及び開発	企画・調査委員会	常設
(2) 機関誌及び刊行物の発行	機関誌「医学図書館」編集委員会	常設
	出版委員会	常設
(3) ホームページによる広報	広報委員会	常設・親
	ホームページ担当ワーキンググループ	子
(4) 図書館及びその所蔵資料に関する情報の収集、提供、相互利用	雑誌委員会	常設
	相互利用マニュアル検討委員会	臨時
(5) 図書館に関する教育普及及び図書館にかかわる者の認定資格事業	教育・研究委員会	常設・親
	医学図書館員基礎研修会実行委員会	子。教育・研究委員会が所轄し、組織する。
	医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会	
(6) 国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進	研究助成及び海外研修助成選考委員会	子。教育・研究委員会が兼任する。
	医療・健康情報委員会	常設・親
	医療・健康情報サービス研修ワーキンググループ	子
	認定資格運営委員会	常設
	専門職能力開発委員会	臨時
	受託事業委員会	常設・親
	診療ガイドラインワーキンググループ	子
	協会賞・奨励賞選考委員会	常設
	国際交流委員会	常設
(7) その他目的を達成するために必要な事業	国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会	臨時
協会運営に関する上記以外の委員会（資料によって、事業系委員会の前又は後に置く）	組織・制度委員会	常設
	総会組織委員会	臨時
	役員選挙管理委員会	臨時

中央事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第57条第3項の規定に基づき、中央事務局の運営に関し、必要な事項を定める。

(事務処理の総括)

第2条 中央事務局の事務処理は、事務局長が総括する。

(示達)

第3条 業務執行の示達は、会長名をもって行う。ただし、日常の業務については理事又は事務局長名をもって行うことができる。

(帳簿類)

第4条 中央事務局に、次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 会費徴収台帳
- (3) 事務日誌
- (4) 文書受発簿
- (5) 金銭出納帳
- (6) 備品台帳
- (7) 財産目録
- (8) その他の帳簿

(文書類)

第5条 中央事務局に、次の文書類を保管するものとする。

- (1) 定款、細則、規程、その他重要な規程類の原本
- (2) 総会、理事会、評議員会、その他重要な会議の議事録
- (3) 機関誌、その他協会刊行物それぞれ1部以上
- (4) 往復文書類、その他の文書

2 前項第4号の文書類は、原則として2年経過後は廃棄することができる。

(事務分掌)

第6条 中央事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 会員に関すること。
- (2) 理事会、評議員会、地区会事務局及び総会に関すること。
- (3) 資料、文書の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 文書受発に関すること。
- (6) 郵便物等の授受配布、発送に関すること。
- (7) 予算に関すること。
- (8) 会計監査に関すること。
- (9) 会費徴収台帳等帳簿の管理・保管に関すること。
- (10) 伝票及び証書類の整理保管に関すること。
- (11) 決算に関すること。
- (12) 金銭の出納及び保管に関すること。
- (13) 預貯金通帳、証書保管に関すること。

- (14) 金銭出納簿の記帳に関すること。
 - (15) 電子媒体資料の保全に関すること。
 - (16) その他、必要な事務に関すること。
- (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月9日から施行する。

資産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第47条の規定に基づき、資産の管理に関し、必要な事項を定める。

(資産管理)

第2条 資産は、特定非営利活動促進法第28条に基づき、初年度及び毎年度決算後の財産目録を作成し、中央事務局が保管するものとする。

2 資産管理は、財政担当理事の担当とする。

(備品管理)

第3条 備品は、備品台帳により管理するものとする。

(資産の分類区分)

第4条 資産の分類区分は、次のとおりとする。

- (1) 土地、建物等の不動産
- (2) 書籍戸棚、机、キャビネット等1点5万円以上の備品類
- (3) パソコン、ファクシミリ機等1点5万円以上の事務機器類
- (4) 預貯金等の流動資産
- (5) その他、本会が所有する資産

(備品と消耗品の区分)

第5条 備品と消耗品の区分は、次のとおりとする。

- (1) 耐用年数が1年以上で、1点単価が5万円以上のものは備品とする。
- (2) 耐用年数が1年未満のもの、又は1点単価が5万円未満のものは消耗品とする。

(減価償却)

第6条 資産の減価償却は、毎会計年度、法人税法に基づく定額法によるものとする。

(不動産、備品の決裁権者)

第7条 不動産、備品等の購入、売却及び廃棄に関する決裁権者は、次のとおりとする。

- (1) 100万円以上の不動産、備品等は、理事会に諮るものとする。

(2) 30 万円以上 100 万円未満の備品等は、専務理事の決裁を得るものとする。

(3) 30 万円未満の備品等は、財政担当理事の決裁を得るものとする。

(流動資産の決裁権者)

第 8 条 預貯金等流動資産の支出に関する決裁権者は、次のとおりとする。

(1) 100 万円以上の支出については、専務理事の決裁を得るものとする。

(2) 20 万円以上 100 万円未満の支出については、財政担当理事の決裁を得るものとする。

(3) 20 万円未満の支出については、事務局長の決裁を得るものとする。

第 9 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

旅費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）が、会員及び非会員に支払う旅費に関し、必要な事項を定める。

(旅費の種類)

第 2 条 旅費とは、交通費、宿泊費及び日当をいう。ただし、会員には日当は支給しない。

(会員の旅費)

第 3 条 本会の要請により、委員会等に出席する会員に対して旅費を支給するものとする。

(交通費の算定基準)

第 4 条 交通費の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 交通費は、所属機関の最寄り駅から用務地までとする。ただし、個人会員は自宅の最寄り駅から起算する。

(2) 往復交通費合計額の 100 円未満は切り上げとする。

(3) 原則として最も経済的な経路で算定する。ただし、所用時間、乗換え回数等を考慮する。

(宿泊費の支給)

第 5 条 宿泊費の支給基準は、次のとおりとする。

(1) 所属機関の最寄り駅又は個人会員の自宅を起点として、往路は午前 7 時までに出発しなければならない場合、帰路は午後 9 時までには到着できない場合、宿泊費を支給する。

(2) 会員の宿泊費は、用務地により、甲地は 1 泊 10,900 円、乙地は 1 泊 9,800 円とする。

(3) 甲地指定地域は、以下の表内に掲げるものとし、それ以外は乙地とする。

甲 地 指 定 地 域	
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、国分寺市、国立市、田無市、狛江市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、葉山市
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、東大阪市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、池田市、枚方市、茨木市、泉佐野市、八尾市、富田林市、寝屋川市、高石市、和泉市、箕面市
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
福岡県	福岡市、北九州市

(航空運賃)

第6条 航空運賃の支給は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、用務地まで鉄道で片道4時間以上を要する場合は、航空運賃を適用する。
- (2) 航空運賃は、往復割引料金を適用する。
- (3) 航空運賃は、経済的な料金を適用するが、本人の申出により、搭乗時間、航空会社等を配慮する。

(非会員の依頼旅費)

第7条 次のとおりとする。

- (1) 算定基準は、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。
- (2) 甲地の宿泊費は、協会の会長級14,800円、館長級11,800円、会員級10,900円とし、乙地の宿泊費は、会長級13,300円、館長級11,800円、会員級9,800円とする。
- (3) 外勤日当は、片道60kmを超える旅程及び4時間を超える会議等に出席した場合に支給する。
- (4) 外勤日当額は、会長級1,500円、館長級1,300円、会員級1,100円とする。
- (5) 出張日当額は、会長級3,000円、館長級2,600円、会員級2,200円とする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成16年4月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行する。

教育・研究規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号の規定に基づき、本会の行う教育・研究事業に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 教育・研究に係る事業は、教育・研究委員会が所管し、各事業についてそれぞれ実行委員会を組織する。

第2章 医学図書館員基礎研修会

(趣旨)

第3条 医学図書館員基礎研修会（以下「基礎研修会」という。）は、新任の保健・医療関連図書館員に必要とされる基礎的な知識及び技術の習得に資することを目的とする。

(運営)

第4条 別表に掲げる地区単位の持ち回り制で実行委員会を組織し、委員長は委員の互選とする。また、実施にあたっては、「医学図書館員基礎研修会実施マニュアル」を参照するものとする。

(開催時期)

第5条 開催時期は、原則として年1回、7月又は8月頃とする。

(講師)

第6条 講師は、人材の発掘を兼ねて、原則として担当地区の会員から選任する。

(参加資格)

第7条 参加資格は、本会会員であることとする。ただし、実行委員会が認める限りにおいて、会員以外の者も参加できるものとする。

第3章 医学図書館研究会

(趣旨)

第8条 医学図書館研究会（以下「研究会」という。）は、中堅の保健・医療関連図書館員に必要とされる知識及び技術の習得に資することを目的とする。

(運営)

第9条 別表に掲げる地区単位の持ち回り制で実行委員会を組織し、委員長は委員の互選とする。また、実施にあたっては、「医学図書館研究会・継続教育コース実施マニュアル」を参照するものとする。

(開催時期)

第10条 開催時期は、原則として年1回、10月又は11月頃とし、継続教育コースと連続して開催する。

(参加資格)

第11条 参加資格は、本会会員であることとする。ただし、実行委員会が認める限りにおいて、会員以外の者も参加できるものとする。

(報告)

第12条 研究発表者は、その成果を、原則として機関誌「医学図書館」に発表するものとする。

る。

第4章 継続教育コース

(趣旨)

第13条 継続教育コースは、専門職としての保健・医療関連図書館員に必要とされる知識及び技術の研鑽に資することを目的とする。

(運営)

第14条 委員会は、研究会実行委員会が兼務し、委員長は研究会実行委員長が兼務するものとする。また、実施にあたっては、「医学図書館研究会・継続教育コース実施マニュアル」を参照するものとする。

(開催時期)

第15条 開催時期は、原則として年1回、10月又は11月頃とし、研究会と連続して開催する。

(講師等)

第16条 テーマの選定並びに講師の選任は、実行委員会及び教育・研究委員会の協議によるものとする。

(参加資格)

第17条 参加資格は、研究会参加資格に準ずるものとする。

第5章 会計

(会計)

第18条 各事業の会計は、別に定める会計マニュアル及び実施マニュアルによるものとする。

2 参加者は、各実行委員会が、別に定める会費を納入するものとする。

第6章 教育・研究に係るその他の事業

(その他の教育・研究事業)

第19条 本会の行うその他の教育・研究事業のうち、研究助成、海外研修、奨学基金及び協会賞・奨励賞については、別に規程を定める。その他の教育・研究事業についても、特段の定めのあるものを除き、教育・研究委員会が統括するものとする。

第7章 雑則

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月9日から施行する。

(別表) 医学図書館員基礎研修会、医学図書館研究会・継続教育コース
地区持ち回りローテーション

基本方針

- 1 地区担当回数は、北海道地区4館を1単位とし、地区加盟館数に公平に比例させ28年で1巡する。その間の地区担当回数は以下のとおりとする。

北海道地区	1回	東北地区	2回
関東地区	12回	北信越地区	2回
東海地区	2回	近畿地区	4回
中国・四国地区	3回	九州・沖縄地区	2回

- 2 同一地区が同一年に基礎研修会、研究会・継続教育コースを同時に開催することは避ける。

	基礎研修会	研究会・継続教育コース
平成11年	東海地区	関東地区
平成12年	関東地区	北海道地区
平成13年	近畿地区	関東地区
平成14年	関東地区	近畿地区
平成15年	九州・沖縄地区	関東地区
平成16年	関東地区	中国・四国地区
平成17年	近畿地区	関東地区
平成18年	関東地区	東北地区
平成19年	中国・四国地区	北信越地区
平成20年	関東地区	近畿地区
平成21年	東北地区	東海地区
平成22年	北信越地区	関東地区
平成23年	関東地区	中国・四国地区
平成24年	東海地区	関東地区
平成25年	関東地区	九州・沖縄地区
平成26年	近畿地区	関東地区
平成27年	関東地区	近畿地区
平成28年	九州・沖縄地区	関東地区
平成29年	関東地区	中国・四国地区
平成30年	北海道地区	関東地区
平成31年	関東地区	東北地区
平成32年	近畿地区	関東地区
平成33年	関東地区	北信越地区
平成34年	中国・四国地区	東海地区
平成35年	東北地区	関東地区
平成36年	関東地区	近畿地区
平成37年	北信越地区	関東地区
平成38年	中国・四国地区	九州・沖縄地区

ヘルスサイエンス情報専門員認定資格規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5号の規定に基づき、ヘルスサイエンス情報専門員認定資格（以下「認定資格」という。）事業に関し、必要な事項を定める。

(事業の基本理念)

第2条 保健・医療情報サービスに携わる個人が認定資格取得を目指すことにより、次の各号に掲げる能力の向上を図る。

(1) 保健・医療その他関連領域（以下「保健・医療」という。）の情報の専門的知識及び技能

(2) 保健・医療情報サービスの管理、調整能力

(事業の所管)

第3条 本事業は、認定資格運営委員会（以下「委員会」という。）が所管する。

2 委員会は、本事業の評価を定期的に行い、理事会に報告する。

(資格の名称と種類)

第4条 認定資格の名称は、次のとおりとする。

和名 ヘルスサイエンス情報専門員

英名 JMLA Health Sciences Information Professional

略名 JHIP

2 資格の種類は、基礎、中級、上級の3種類とする。

(1) ヘルスサイエンス情報専門員（基礎資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Basic

JHIP, Basic

（保健・医療情報の基礎的な専門的知識及び技能を有すること。）

(2) ヘルスサイエンス情報専門員（中級資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Senior

JHIP, Senior

（保健・医療情報の専門的知識及び技能を有すること。）

(3) ヘルスサイエンス情報専門員（上級資格）

JMLA Health Sciences Information Professional, Distinguished

JHIP, Distinguished

（保健・医療情報の高度な専門的知識及び技能を有すること。）

(認定資格の要件)

第5条 資格は、申請時に、次の各号に定める要件を充たすものとする。

(1) ヘルスサイエンス情報専門員（基礎資格）

イ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、過去5年以内に通算2年以上の実務経験を有すること。パートタイムや兼務のため勤務時間が週30時間未満の期間は、30時間を1週として換算するものとする。

ロ 特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）主催の研修に1回以上参加していること。

ハ 司書資格を有することを原則とするが、司書資格を有しない者について、委員会はその実績に鑑み、要件を充たすものと認めることがある。

ニ 過去3年間に、認定資格ポイント表（以下「ポイント表」という。）で40ポイント以上を取得していること。

(2) ヘルスサイエンス情報専門員（中級資格）

イ ヘルスサイエンス情報専門員（基礎、中級、又は上級）の資格を取得していること。

ロ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、5年以上の実務経験を有すること。パートタイムや兼務のため勤務時間が週30時間未満の期間は、30時間を1週として換算するものとする。

ハ 過去5年間に、ポイント表で70ポイント以上を取得し、そのうち「継続教育」項目においては、30ポイントを超えない範囲とする。また、「専門学協会活動への参画」について、5ポイント以上取得していること。

(3) ヘルスサイエンス情報専門員（上級資格）

イ ヘルスサイエンス情報専門員（基礎、中級、又は上級）の資格を取得していること。

ロ ヘルスサイエンス分野の図書館又はそれに準ずる施設で、10年以上の実務経験を有すること。パートタイムや兼務のため勤務時間が週30時間未満の期間は、30時間を1週として換算するものとする。

ハ 過去5年間に、ポイント表で100ポイント以上を取得し、そのうち「継続教育」項目においては、30ポイントを超えない範囲とする。また、「専門学協会活動への参画」について、10ポイント以上取得していること。

2 更新時の取得ポイントは、中級資格50ポイント以上、上級資格70ポイント以上とし、それ以外の要件は、新規申請時と同様とする。

（申請の手続き）

第6条 申請者は、次の各号に掲げる申請書類を会長に提出し、第7条に定める認定審査料をあらかじめ納入しなければならない。

(1) 認定資格申請書

(2) ポイント申告書

(3) 申告ポイントを証明する書類等

(4) 職歴書

(5) 司書資格を証明する書類（基礎資格申請の場合）

(6) 認定審査料振込受領書

（認定審査料）

第7条 認定審査料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 基礎資格 正会員個人 5,000 円、正会員A、B及び協力会員に所属する個人 7,000 円、非会員 15,000 円

(2) 中級資格 正会員個人 7,000 円、正会員A、B及び協力会員に所属する個人 10,000 円、非会員 17,000 円

(3) 上級資格 正会員個人 12,000 円、正会員A、B及び協力会員に所属する個人 15,000 円、非会員 22,000 円

2 更新時の認定審査料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中級資格 正会員個人 5,000 円、正会員A、B及び協力会員に所属する個人 8,000 円、非会員 15,000 円

(2) 上級資格 正会員個人 10,000 円、正会員A、B及び協力会員に所属する個人 13,000 円、非会員 20,000 円

3 納入された認定審査料は、返還しない。

(認定審査の実施)

第8条 委員会は、第6条に定める申請書類等に基づき、認定のための審査を行う。

2 申請受付及び審査は、年2回行う。

3 審査では、申請1件あたり2名以上が提出書類に基づき、審査要件の充足の有無を確認するものとする。

4 審査結果は、合議制で決定する。

5 委員会は、審査に必要な照会若しくは書類の追加又は再提出を申請者に求めることができる。

6 委員会は、審査結果を理事会に報告するものとする。

(認定及び認定証の交付)

第9条 資格認定は、委員会の審査結果に基づき、理事会の議を経て、会長が行う。

2 本会は、認定された者に認定証を交付するとともに、申請に応じて証明書類等を交付するものとする。

(認定資格の更新及び有効期間)

第10条 中級及び上級資格は、更新することができる。

2 中級及び上級資格の有効期間は、認定証の交付日から5年間とする。

3 中級及び上級資格は、期限内に更新しない場合、基礎資格となる。

4 基礎資格は、永年、保持することができる。

(認定資格の取消し)

第11条 申請書類等に虚偽又は不正等が認められた場合、委員会は、理事会にその事実を報告するものとする。

2 会長は、理事会の議を経て、認定資格を取り消すことができるものとする。

(異議申立て)

第12条 申請者は、審査の結果に異議がある場合、その旨記載した書面を会長に提出して、異議申立てを行うことができる。

2 異議申立ては、結果の通知を受け取った日から起算して30日以内にしなければならない。

(守秘義務)

第13条 認定資格運営委員会の委員は、職務上知り得た個人情報及び審査経過並びに結果等について、これを他の者に口外してはならない。また、委員退任後も同様とする。

(申請関係書類の扱い)

第14条 委員会は、審査に要する申請書類等を厳正に取り扱わなければならない。

2 関係書類及び審査結果等は、本会中央事務局にて永年保存するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

研究助成費及び海外研修助成費給付規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号並びに教育・研究規程第19条の規定に基づき、研究助成費及び海外研修助成費給付（以下「助成」という。）に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 助成は、選考委員会（以下「委員会」という。）が所管する。委員会は、教育・研究委員会が兼務する。

(資金)

第3条 助成のために必要な資金は、次の各号によるものとする。

- (1) 奨学基金
- (2) 本会助成金
- (3) 寄付金

(募集)

第4条 助成は、原則として次のとおり実施する。

- (1) 研究助成 毎年
- (2) 海外研修助成 毎年

2 委員会は、別に定める日本医学図書館協会研究助成費申請要項又は海外研修助成費申請要項により、助成額、実施期間等を明記して募集するものとする。

3 募集は、それぞれ助成額の範囲内とする。

(応募資格)

第5条 応募者は、次の各号に掲げる要件を充たさなければならない。

- (1) 正会員A、B及び協力会員に所属する個人、又は正会員個人であること。
- (2) 研究が、個人研究又は応募者がその研究代表者である共同研究であること。
- (3) 海外研修は、原則として会議又はセミナー等へ参加すること。
- (4) 助成額を超える支出は、応募者の責任で負担できること。
- (5) 海外研修においては、日常の英会話ができること。

(応募方法)

第6条 応募者は、別紙様式2又は別紙様式4に定める申込書に必要事項を記入し、会長に提出しなければならない。

2 正会員A、B及び協力会員に所属する個人の海外研修応募は、所属長が行うものとする。

(選考)

第7条 委員会は、募集額の範囲内で、研究助成及び海外研修助成を受ける者を、理事会に推薦するものとする。なお、応募者と同一機関に属する委員は、選考にかかわることができないものとする。

2 助成対象の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

3 委員会は、選考に必要な説明又は資料等を応募者に求めることができるものとする。

4 審査の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 研究又は研修内容に専門性、必要性及び将来性があること。
- (2) 研究又は研修内容が、合理的であること。
- (3) 助成金の使途が、当該研究又は研修の遂行に必要な経費であること。

5 選考は、該当無しとすることができるものとする。

(助成費の給付及び返還等)

第8条 会長は、助成の決定通知後、速やかに助成費を申請者に給付するものとする。

2 助成決定後、研究者又は研修者（以下「研修者」という。）がその計画を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

3 研修者は、研修終了後、速やかに収支報告書を会長に提出しなければならない。

4 本規程及び研究助成又は海外研修目的に反する行為等があったときは、会長は、研修者に給付の停止若しくは返還を求めることができるものとする。

(研究成果の発表及び報告)

第9条 研修者は、研修終了を速やかに会長に報告し、研究成果を1年以内に機関誌「医学図書館」に発表しなければならない。

2 海外研修者は、別紙様式5に定める報告書を会長に提出しなければならない。

3 採択された研究テーマ及び研究者名は、本会ホームページに掲載するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月9日から施行する。

(別紙様式 1)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
教育・研究委員会

平成 年度日本医学図書館協会研究助成費申請要項

1. 目的
2. 研究助成費（総額）
3. 研究期間
4. 応募資格 「規程」第5条による。
5. 応募方法 「規程」第6条による。
6. 応募期間
7. 選考方法
8. 報告義務
9. 研究助成費給付申込書の提出先及び問い合わせ先

(別紙様式2)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
会 長 福 井 次 矢 殿

申込者氏名 印

研究助成費給付申込書

「研究助成費及び海外研修助成費給付規程」による研究助成を受けたく、下記のとおり、申し込みます。

記

1. 所属機関名

申込者氏名 (フリガナ)

会員種別 (正会員 A ・ 正会員 B ・ 正会員個人 ・ 協力会員)

会員番号 (機関・個人)

2. 研究テーマ (標題)

3. 研究内容 (研究対象、調査方法等)

4. テーマ選択の理由

5. 研究計画概要

6. 研究期間

7. 共同研究者 (氏名：所属)

8. 助成費申請額

(助成金額が申請金額を下回る場合も助成を希望する はい ・ いいえ)

9. 助成費使途内訳 (会議費、謝金、消耗品費、通信費、印刷費等)

10. 所属長の承認印 (正会員個人の場合は不要)

所属長名： 印

注

1. 用紙は A4。ただし、テーマ選択理由及び研究計画概要等が本申込書内に収まらない場合、該当番号を付して別添のこと。
2. 本申込書は、研究助成費給付に係る審査目的以外に使用いたしません。

(別紙様式3)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
教育・研究委員会

平成 年度日本医学図書館協会海外研修助成費申請要項

1. 目的
2. 海外研修助成費（総額）
3. 研修時期
4. 募集人員
5. 応募資格 「規程」第5条による。
6. 応募方法 「規程」第6条による。
7. 応募期間
8. 選考方法
9. 報告義務
10. 海外研修助成費給付申込書・海外研修助成費報告書の提出先及び問い合わせ先

(別紙様式4)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
会 長 福 井 次 矢 殿

所属長役職：

所属長氏名： 印

海外研修助成費給付申込書

「研究助成費及び海外研修助成費給付規程」による海外研修助成を受けたく、下記のとおり、申し込みます。

記

1. 所属機関名・職名

申込者氏名（フリガナ）・年齢

電話・FAX・E-mail

会員種別（正会員A ・ 正会員B ・ 正会員個人 ・ 協力会員）

会員番号（機関・個人）

2. 主要職歴

3. 英語能力（検定類）

4. 主要論文

5. 研修予定期間

6. 出席会議・セミナー

7. 研修内容（会議・セミナー内容）

8. 訪問機関（所在地）

9. 研修助成費申請額

(助成金額が申請金額を下回る場合も助成を希望する はい ・ いいえ)

10. 申請額内訳 (旅費、研修参加費、発表に要する雑費等)

注

1. 本申込書は、海外研修助成費給付に係る審査目的以外に使用いたしません。

(別紙様式5)

平成 年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会
会 長 福 井 次 矢 殿

報告者氏名

海外研修助成費報告書

海外研修助成費給付を受け、研修を終了いたしましたので、下記のとおり、ご報告いたします。

記

1. 所属機関名・職名

申込者氏名（フリガナ）

電話・FAX・E-mail

会員種別（正会員 A・正会員 B・正会員個人・協力会員）
会員番号（機関・個人）

2. 研修期間

3. 出席会議・セミナー

4. 訪問機関（所在地）

5. 研修に係る経費（総額及び旅費、研修参加費、発表に要する雑費内訳）

6. 所属長の承認印（正会員個人の場合は不要）

所属長役職：

所 属 長 名：

印

注

1. 会議参加等の証明書類写しと主な経費の領収書写しを一緒に提出してください。
2. 本報告書は、海外研修助成費給付に係る審査目的以外に使用いたしません。

奨学基金規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第1号及び第5号並びに教育・研究規程第19条に基づき、医学図書館活動の国際交流を推進する事業に関し、必要な事項を定める。

(基金)

第2条 奨学基金（以下「基金」という。）は、第5回国際医学図書館会議日本組織委員会からの寄付金1,000万円をこれに充てる。

2 前項の基金に新たな財産を付加することができる。

(事業)

第3条 次に掲げる事業を、基金の範囲内で行う。

(1) 海外で開催される会議等の参加費等の助成

(2) 国内で開催される会議等に海外からの参加者、講師等を招聘する費用等の助成

(基金の管理)

第4条 基金の管理は、理事会がこれを行う。

(募集)

第5条 募集は、原則として年1回とし、募集要項は別に定める。

(応募資格)

第6条 応募者は、正会員A、B及び協力会員に所属する個人又は正会員個人とする。

(選考)

第7条 教育・研究委員会は、助成金を受ける者及び助成すべき金額を審査し、理事会に推薦するものとする。なお、審査に当たって、応募者と同一機関に所属する委員は、選考にかかわることができないものとする。

2 助成対象の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

(報告)

第8条 助成金の給付を受けた者は、当該事業の終了を、速やかに会長に報告し、3か月以内にその成果をまとめて、機関誌「医学図書館」に発表しなければならない。

(給付の停止及び返還)

第9条 本規程の目的及び主旨に反する行為があった場合は、給付の停止及び返還を求めることができるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月9日から施行する。

協会賞・奨励賞授与取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条第5号及び教育・研究規程第19条の規定に基づき、優れた業績をあげた会員に授与する協会賞及び奨励賞に関し、必要な事項を定める。

(所管)

第2条 協会賞及び奨励賞は、協会賞・奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）が、応募又は委員会推薦の範囲で選考し、理事会に推薦する。

2 協会賞及び奨励賞授与の決定は、理事会の議を経て、会長が行う。

(応募資格)

第3条 協会賞及び奨励賞に応募することができる者は、機関会員に所属する個人又はグループ並びに個人会員とする。

(授与対象)

第4条 協会賞及び奨励賞は、毎年12月末までの過去2年間の業績を対象とする。

2 協会賞は、顕著な業績が認められる著作物又は事業を対象とする。

3 奨励賞は、次の各号に該当するものを対象とする。

(1) 本人の将来性及び医学図書館界の次代を担う人材育成に寄与すると認められる著作物

(2) 機関の代表者等の指導的立場にない者による著作物

(3) 本賞の受賞経験がない者による著作物

(応募期限)

第5条 応募期限は、毎年1月31日とする。

2 前項の期限については、理事会が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(応募要領)

第6条 応募者は、別紙様式の応募用紙に必要事項を記入し、対象著作物又は対象事業を明確にする資料を添付して会長に提出するものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、候補業績を選び、著作物については、必要に応じて1著作物につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

2 副査は、候補者とは所属機関の異なる会員、又は外部の専門家に委嘱することができる。

第8条 委員会は、第9条に定める選考基準に基づいて候補業績を選考し、授賞候補者を決定するものとする。

2 応募者と同一機関に所属する委員は、選考にかかわることができない。

3 委員会は、業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

4 協会賞及び奨励賞の授与は、各1編を原則とし、奨励賞については2編とすることができる。

5 該当業績無しとする場合は、全委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(選考基準)

第9条 選考の基準は、次の各号とする。

(1) 協会賞は、著作物の場合は、論理性、専門性、独創性又は総合性において卓越した知見、功績が認められるものとし、事業の場合は、次のいずれかに該当する顕著な功績が認められるものとする。

イ 業務システムの改善、情報・通信技術等の活用が認められるもの。

ロ 利用者サービスの充実又は保健医療情報の普及に寄与するもの。

ハ その他、医学図書館や図書館員の社会的役割を高め、協会の発展に寄与するもの。

(2) 奨励賞は、論理性、専門性、独創性又は総合性において卓越した知見、功績が認められる著作物であること。

2 選考にかかる要綱は、理事会の議を経て別に定める。

(表彰)

第10条 会長は、翌年度の総会において受賞者に賞状及び副賞を授与し、表彰する。

2 受賞者は、総会の席上において受賞記念発表を行うものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

I 協会賞選考要綱

(目的)

第1条 この要綱は協会賞・奨励賞授与取扱規程第1条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(対象業績)

第2条 対象となる業績は、会員である個人又は機関が行った顕著な業績で、次の各号に掲げるとものとする。

(1) 医学図書館・情報学に関する研究成果（以下「著作物」という。）

(2) 医学図書館活動・事業

(選考委員会)

第3条 理事会は、会員の中から若干名の委員を指名し選考委員会（以下「委員会」という。）を組織し、委員長は、委員の互選によるものとする。

2 委員会は、候補業績を選び、著作物については、必要に応じて1著作物につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

3 副査には、委員以外の者、又は外部の専門家を委嘱することができる。

4 候補業績の著者や機関と同一機関に属する委員等は、選考にかかわることはできない。

(選考)

第4条 委員会は、第5条に定める選考基準に従って候補業績を選考し、授賞候補者を決定する。

2 委員会は、選考にあたって、候補業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

3 該当業績無しとする場合は、全委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

4 委員長は、選考結果を理事会に報告する。

(選考基準)

第5条 第2条に定める各号業績の選考基準は、以下によるものとする。

(1) 医学図書館・情報学に関する研究成果

次の3条件を満たさなければならない。なお、委員会は、これ以外によるときは、その基準や判断事項を明示して選考することができる。

イ 論理性

文体、記述、論理的整合性等に瑕疵がないこと。

ロ 専門性

主題の専門性、研究方法、文献考察等が医学図書館・情報学の発展や水準を組み込んでいること。

ハ 独創性又は総合性

新たな知見や応用性又はその可能性を認められること、又は、従来の論説の整理・総合に著しい功績を認められること。これにより、医学図書館界の啓発や活性化を期待できるもの。

(2) 医学図書館活動・事業

次のいずれかに該当する業績とする。

イ 業務処理の改善、情報通信技術の活用等に先駆的・普遍的な功績を認められるもの。

ロ 目録類の編纂、データベース作成、著作物刊行事業等で独創性を有し、固有の価値を認められるもの。

ハ 利用者サービスの充実や医学医療情報の普及に顕著な功績を認められるもの。

ニ その他、医学図書館や図書館員の社会的役割を高め、協会の発展に顕著な功績を認められるもの。

II 奨励賞選考要綱

(目的)

第1条 協会賞・奨励賞授与取扱規程第1条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(対象業績)

第2条 対象となる業績は、会員が個人又は他と共同で行った医学図書館・情報学に関する研究成果（以下「著作物」という。）で、更なる研鑽により将来性を期待でき、受賞が本人及び後続の医学図書館員の奨励・育成に寄与すると認められるものとする。

2 主任司書又はこれに準ずる指導的立場の司書を筆頭者とする著作物は、この対象としない。

3 本賞受賞経験者の著作物は、対象としない。

(選考委員会)

第3条 理事会は、会員の中から若干名の委員を指名し選考委員会（以下「委員会」という。）を組織し、委員長は、委員の互選によるものとする。

2 委員会は、必要に応じて候補著作物1編につき主査1名を互選し、各主査は2名の副査を指名することができる。

3 副査には、委員以外の者、又は外部の専門家を委嘱することができる。

4 候補著作物の著者や機関と同一機関に属する委員等は、選考にかかわることができない。

(選考)

第4条 委員会は、第5条に定める選考基準に従って候補業績を選考し、授賞候補者を決定する。

2 委員会は選考にあたって、候補業績を補足する説明や資料等を候補者に求めることができる。

3 授賞は原則として1編とする。ただし、優劣付けがたい場合は、2編を限度とする。

4 委員長は、選考結果を理事会に報告する。

(選考基準)

第5条 第2条に定める業績の選考基準は、以下によるものとする。

次の3条件を満たさなければならない。なお、委員会はこれ以外によるときは、その基準や判断事項を明示して選考することができる。

イ 論理性

文体、記述、論理的整合性等に瑕疵がないこと。

ロ 専門性

主題の専門性、研究方法、文献考察等が医学図書館・情報学の現在を踏まえていること。

ハ 将来性

研究成果や医学図書館員経験歴等を総合的に判断して将来性を期待できること。

協会所有電子資料利用規程

(目的)

第1条 この規程は、協会所有電子資料（以下「資料」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用申請を必要とする資料)

第2条 本会が所有する資料の利用については、申請を必要とするが、協会ホームページに公開された資料については、公開された範囲で、利用の申請を必要としないものとする。

(1) 現行医学雑誌所在目録

(2) 加盟館統計

(3) その他、本会が所有する資料

(利用の範囲)

第3条 利用できる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 図書館活動に使用する印刷物（目録等）の作成

(2) 図書館活動に使用する各種電子資料（CD-ROM等）の作成

(3) 図書館活動に関する調査、研究

(4) その他、学術にかかわる調査、研究

(利用資格)

第4条 第2条に掲げた資料を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 正会員及び協力会員（正会員A、B及び協力会員に所属する個人を含む）

(2) その他、会長が認めた者

(利用の申請)

第5条 利用しようとする者は、別紙様式による利用申請書を中央事務局に提出するものとする。

2 図書館等の機関又は団体による申請は、その長又は実務責任者が行うものとする。

(利用の承認)

第6条 利用の可否は中央事務局が決定するものとする。ただし、中央事務局は、必要に応じて出版担当理事又は理事会に可否の判断を委ねることができる。

2 中央事務局は、利用承認後、理事会に報告するものとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、資料の利用にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請した利用目的以外の目的のために使用しないこと。

(2) 営利を目的として利用しないこと。

(3) 資料を転貸又は譲渡しないこと。

(4) その他、本会の著作権を侵害しないこと。

(製作物の提出)

第8条 利用者は、資料を利用して作成した印刷物、各種電子資料、調査・研究成果の報告書等を1部中央事務局に提出するものとする。

(利用承認の取消等)

第9条 理事会は、第7条の定めに違反した利用者に対して、利用承認を・又はその利用を停止するとともに、損害賠償を請求することができる。

(経費の負担)

第10条 資料の利用料金は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行する。

(別紙様式)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

申請者 機関名

職 名

氏 名

印

協会所有電子資料利用申請書

下記のとおり、貴協会が所有する電子資料の利用を申請します。

記

1. 資 料 名

2. 利用目的

3. 利用予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 利用者 職名

氏名

中央事務局記入欄

受付日

受付番号

承認日

発送日

製作物受領日

備 考

3. 4 その他

委員会内規抜粋版

(委員会内規雛型)

・・・委員会内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）が定める委員会規程第10条に基づき、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この委員会の名称を・・・委員会（以下「委員会」という。）とする。

(委員会の目的)

第3条 この委員会は・・・(のために)・・・を行う。

(委員会の任務)

第4条 この委員会の任務は、次の各号に掲げるものとする。

(1)

(2)

(3)

・

・

・

(委員会の構成)

第5条 委員長及び委員等、委員会の構成は委員会規程第5条による。

(委員の選任と委嘱)

第6条 委員の選任及び委嘱は、委員会規程第6条による。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委員会規程第7条による。

(委員会の招集及び議事)

第8条 委員会の招集及び議事は、委員会規程第8条による。

(議事の周知)

第9条 議事の周知は、委員会規程第9条による。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、中央事務局に置く。

(改廃)

第11条 この内規の改廃は、委員会の議を経て理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この内規は、 年 月 日から施行する。

企画・調査委員会

1) 目 的

必要に応じて企画及び調査を行うとともに、協会及び会員の活動状況を調査して広く周知する。

2) 任 務

- (1) 協会要覧を発行すること。
- (2) 協会加盟館統計を発行すること。
- (3) 重複雑誌交換事業を実施すること。
- (4) その他、企画・調査に関すること。

機関誌「医学図書館」編集委員会

1) 目 的

機関誌の編集を行う。

2) 任 務

- (1) 「医学図書館誌編集の手引き」に基づき機関誌を発行すること。
- (2) 中央事務局責任編集の「協会ニュース」を機関誌に掲載すること。
- (3) ホームページその他による読者への広報と執筆者の開拓に関すること。
- (4) その他、機関誌の編集に関すること。

出版委員会

1) 目 的

機関誌を除く協会出版物の刊行に関する事務を行う。

2) 任 務

- (1) 「現行医学雑誌所在目録」を編集、刊行すること。
- (2) 出版物の企画立案に関すること。
- (3) 委員会外からの出版企画について検討（承認）すること。
- (4) (2) 又は (3) による出版物を編集、刊行すること。
- (5) 執筆者、製作請負業者等、関係者との連絡、調整に関すること。
- (6) その他、出版に関すること。

広報委員会

1) 目 的

広報の企画、運営を行う。

2) 任 務

- (1) 広報に係わる基本方針の策定に関すること。
- (2) 協会のホームページに関すること。
- (3) 会員及び外部に対する広報活動に関すること。
- (4) その他、広報に関すること。

3) ホームページ担当ワーキンググループの設置

協会のホームページの作成、維持作業のために、広報委員会のもとにホームページ担当ワーキンググループを設けることができる。

- (1) ワーキンググループの委員は原則として各地区1名ずつ選出する。
- (2) ワーキンググループは、広報委員会の委員を最低1名含むこととする。

雑誌委員会

1) 目 的

安定的かつ効率的な学術情報の流通と収集をはかるため、雑誌・電子ジャーナルのコンソーシアム等及び分担購入事業を推進する。

2) 任 務

- (1) 電子ジャーナルコンソーシアムを組織し、出版元及び代理店との交渉窓口となる。
- (2) コンソーシアムについての情報を収集し、会員に提供する。
- (3) 分担購入事業を推進する。
- (4) 雑誌及び電子ジャーナル等の学術情報流通のあり方を検討する。
- (5) 関連諸団体・機関との連携を図りつつ、上記活動を推進する。
- (6) その他、雑誌・電子ジャーナルに関すること。

教育・研究委員会

1) 目 的

医学図書館員の育成及び資質向上のため、必要な研究会、研修会や講演会の開催等教育・研究に関する活動とその普及活動及びその助成を行う。

2) 任 務

- (1) 医学図書館員基礎研修会に関すること。
- (2) 医学図書館研究会・継続教育コースに関すること。
- (3) 館長・司書会議に関すること。
- (4) 地区の研修会、研究会に関すること。
- (5) 協会賞選考委員及び奨励賞選考委員の人選に関すること。
- (6) 認定資格に係る教育・研究活動に関すること。
- (7) 教育・研究活動の助成に関すること。
- (8) 会員の海外研修に関すること。
- (9) 協会が参画する他団体の研究会、発表会の開催やシンポジウム参加等に関すること。
- (10) その他、教育・研究に関すること。

医療・健康情報委員会

1) 目 的

あらゆる館種の図書館に対して、医療・健康情報サービスに必要な支援を行う。

2) 任 務

- (1) 図書館での医療・健康情報サービス向上の支援に関すること。
- (2) 図書館員向け研修会の企画、実施に関すること。
- (3) 研修担当者の育成、教育に関すること。
- (4) 医療・健康情報ワーキンググループに関すること。

3) 医療・健康情報ワーキンググループの設置

医療・健康情報委員会のもとに、医療・健康情報ワーキンググループを設けることができる。

認定資格運営委員会

1) 委員会の目的と任務

この委員会は、ヘルスサイエンス情報専門員認定資格（以下「認定資格」という）制度

の運営と、維持・発展に関する次の各号の活動を行う。

- (1) 認定資格の申請募集に関すること。
- (2) 認定資格の審査に関すること。
- (3) 認定資格の広報に関すること。
- (4) 教育・研究に係る事業との連携に関すること。
- (5) 認定資格事業の評価に関すること。
- (6) その他、認定資格事業に関すること。

専門職能力開発委員会

1) 目 的

保健・医療関連図書館員が専門職として社会に貢献し、その働きが広く認知されるようになるために、専門職能力開発に関する制度を整備し推進する活動を行う。

2) 任 務

- (1) 専門職の知識と技能の範囲を定めること。
- (2) 教育プログラムを整備すること。
- (3) 認定資格制度と教育プログラムの整合を図ること。
- (4) 教育機会の拡大を図ること。
- (5) 統合的な専門職能力開発プログラムを構造化し提示すること。
- (6) 専門職としての倫理規定を定めること。

受託事業委員会

1) 目 的

調査・研究等の受託事業を管轄し、協会の社会（学術）貢献、会員の資質向上、財政への寄与を図る。

2) 任 務

- (1) 委託団体等との連携、交渉、調整に関すること。
- (2) 他委員会との連携に関すること。
- (3) 事業担当者の育成、教育、研修に関すること。
- (4) その他、受託事業の推進に関すること。

協会賞・奨励賞選考委員会

1) 目 的

協会賞及び奨励賞を選考し、授賞候補者を理事会に推薦する。

2) 任 務

- (1) 候補業績の選考に関すること。
- (2) 授賞候補者の決定に関すること。
- (3) 選考結果を理事会に報告すること。
- (4) その他、両賞の選考に関すること。

国立ヘルスサイエンス情報センター検討委員会

(内規作成中)

国際交流委員会

1) 目 的

国際交流に関する企画、運営を行う。

2) 任 務

国外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業の推進に関すること。

組織・制度委員会

1) 目 的

協会の組織及び制度に関する事項について審議し、答申を行う。

2) 任 務

(1) 定款、細則、規程等、諸規則の制定及び改廃に関すること。

(2) 理事会から付託される事項に関すること。

(3) その他、組織・制度に関すること。

総会組織委員会

1) 目 的

総会の企画、運営を行う。

2) 任 務

(1) 館長・司書会議の企画、運営に関すること。

(2) 総会の企画、運営に関すること。

(3) 総会参加者の参加費請求、入金に関すること。

(4) 総会会場での展示会の企画に関すること。

(5) その他、総会運営に関すること。

部会に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、部会に関し、必要な事項を定める。

(部会の目的及び事業)

第2条 部会は、協会の事業の範囲内で特定主題についての活動を行う。

(設立)

第3条 部会は、理事会の承認により、設立することができる。

2 部会を設立するグループの代表者は別に定める申請書を中央事務局に提出するものとする。

(組織・運営)

第4条 部会は、正会員A、B及びCに所属する個人並びに正会員Dで構成する。

2 部会は連絡責任者を定め、部会員名簿、運営等に関する事項を定め、理事会に提出するものとする。

3 部会の運営に要する経費については、あらかじめ定められた予算の範囲内で処理しなければ

ばならない。

4 研修会など部会独自の事業に必要な経費については、協会予算のほかに参加費等を徴収することができる。

5 部会の主催する研修等の事業には、会員以外の者を参加させることができる。

(部会事務局)

第5条 部会事務局は、連絡責任者がその任にあたる。

(報告)

第6条 部会は、運営等に関する事項の変更、当該年度の活動を理事会に報告するものとする。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成20年10月16日から施行する。

他機関との協力に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、定款第5条第6号の規定に基づき、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）と国内外の関連機関、団体との交流、協力提携及び共同事業等の推進に関し、必要な事項を定める。

(協力の種類及び範囲)

第2条 協力の種類は共催、協賛、後援のいずれかとする。

2 共催とは、協会を含む複数の機関が開催主体となり、共同でその催しを開催する場合をいう。

3 協賛とは、開催主体となる他機関の事業に協力し、協会が何らかの負担を伴う場合をいう。

4 後援とは、開催主体となる他機関の事業に名義上の協力を行い、負担を伴わない場合をいう。

5 実質的には後援であっても、協賛とすることができる。

(所管)

第3条 事業協力についての窓口は中央事務局とし、協力の諾否及び協力の種類については、理事会の議を経て会長が決定する。

(申込手続き)

第4条 事業協力を依頼しようとする者は、別紙様式の申込書を中央事務局に提出するものとする。

(報告)

第5条 申込者は事業終了後速やかに報告書を提出しなければならない。その様式は自由とする。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成20年10月16日から施行する。

(事業協力申込書様式：A4判に下記内容と順序であればレイアウトには拘らない。)

年 月 日

事業協力申込書

特定非営利活動法人日本医学図書館協会

会 長 福 井 次 矢 殿

申込者

印

代表者

所在地 〒

下記の事業について貴協会との協力（共催、協賛、後援）を申し込みます。

記

協力事業の目的及び概要（企画書等、参考書類を添付のこと）

申込責任者氏名（フリガナ）

連絡先所在地、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス

特記事項（経費、人員、その他の負担を依頼する場合の具体的依頼内容等）

謝金に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）が、会員及び非会員に支払う謝金に関し、必要な事項を定める。

(謝金の種類)

第2条 謝金の種類は、次のとおりとする。

(1) 館長・司書会議講師等の謝金

- (2) 医学図書館員基礎研修会講師等の謝金
 - (3) 医学図書館研究会・継続教育コース講師等の謝金
 - (4) 関連団体主催の講師等謝金
 - (5) 評議員又は委員会委員の非会員謝金
 - (6) 刊行物の執筆謝金
- (源泉税の徴収)

第3条 源泉税の徴収等は、次のとおりとする。

- (1) 個人に支払う謝金は、10%の源泉税を徴収する。
 - (2) 源泉税は外税として扱う。
- (講師の謝金)

第4条 講師等の謝金の額は、次のとおりとする。

- (1) 館長・司書会議の基調講演講師の謝金は、20,000 円（会員）、30,000 円（非会員）とする。
 - (2) 館長・司書会議のパネルディスカッション講師の謝金は、10,000 円（会員）、20,000 円（非会員）とする。
 - (3) 館長・司書会議座長の謝金は、10,000 円（会員）、20,000 円（非会員）とする。
 - (4) 医学図書館員基礎研修会及び医学図書館研究会の基調講演講師、継続教育コース講師の謝金は、10,000 円（会員）、20,000 円（非会員）とする。
 - (5) 医学図書館員基礎研修会講師の謝金は、5,000 円（会員）、10,000 円（非会員）とする。
 - (6) 関連団体が主催し、協会が後援又は協賛するフォーラム等で、会員に発表や座長等を依頼する場合の謝金は、その担当時間等に応じて 5,000 円から 10,000 円の範囲とする。ただし、主催団体から支払われる場合は該当しないものとする。
 - (7) その他の講師等の謝金については、前（1）～（6）号に準じる。
 - (8) その他、謝金が都合により特定できない場合は、会長又は専務理事の決裁による。
- (非会員謝金)

第5条 非会員の見識者に評議員又は委員会委員を委嘱した場合の謝金は、評議員会又は委員会出席1回につき 20,000 円以内とする。また、旅費規程第7条にしたがって旅費を支払う。

(機関誌の執筆謝金)

第6条 機関誌「医学図書館」の執筆謝金は、次のとおりとする。

- (1) 非会員に、論文及び総説の執筆を依頼した場合は、1 件 5,000 円とする。
- (2) 非会員に、コラムその他の記事の執筆を依頼した場合は、1 件 3,000 円とする。
- (3) 前（1）及び（2）号は、共同執筆であっても1件とする。
- (4) 会員の執筆については、依頼したものであっても謝金は支払わない。
- (5) その他、執筆謝金が特定できない場合は、専務理事の決裁による。

(単行書の執筆謝金)

第7条 単行書の執筆謝金は、次のとおりとする。

- (1) 会員及び非会員ともに、1 冊 50,000 円以内とする。
- (2) 共著の場合も同額とする。
- (3) その他、執筆謝金が特定できない場合は、専務理事の決裁による。

(源泉税納付の手続)

第8条 謝金を支払う場合の手続は、次のとおりとする。

- (1) 支払者は、支払額、支払を受ける者、その住所を中央事務局に連絡する。

(2) 中央事務局は、該当税額を税務署に納付する。

第9条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成16年4月23日より施行する。

附 則

この内規は、平成16年11月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年10月26日から施行する。

刊行物保管に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）の刊行物の保管に関し、必要な事項を定める。

(刊行物の種類)

第2条 有償・無償、媒体種別に係わらず、発行者に協会名の入ったすべての刊行物をいう。

(保管部数及び保管年数)

第3条 すべての刊行物を2部ずつ永久に保管することとし、さらに、それぞれについての保管部数及び保管年数を以下のとおり定める。

2 機関誌「医学図書館」は、当年度分を20部、発行後2年を経たものは5部保管するものとする。

3 「現行医学雑誌所在目録」、「加盟館統計」、「総会会議録」、「要覧」、「会員名簿」等は、当年度分を20部保管するものとする。

4 協会主催の「研修会テキスト」等は、当年度分を5部保管するものとする。

5 その他の有償刊行物は、刊行後3年以内のものは作成全部数を保管し、4年以上を経たものは各5部を保管するものとする。ただし、事務局長の判断により若干の保管部数の増減はあるものとする。

(利用制限)

第4条 保管刊行物の持ち出しは、事務局長の許可を必要とする。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、平成17年4月22日から施行する。

相互利用規約

平成15年11月20日制定

- 1 機関会員は、所蔵資料の相互利用（以下「相互利用」という。）を行う。
- 2 相互利用は閲覧、複写、貸借とし、この利用は機関会員の好意と特典であるが権利ではない。
- 3 相互利用の実務は協会の発行する「相互利用マニュアル」に基づいて行う。
- 4 相互利用は原則として複写をもって行う。
- 5 原本を貸借する場合は以下の各号を遵守しなければならない。
 - (1) 荷造りを厳重にする等、輸送途中の事故を防ぐために必要な配慮をすること。
 - (2) 借用期間は現品発送の日から、返納到着の日を含め20日以内とする。
 - (3) 借用期間の延期を希望するときは、期限前にその旨を申し込むこと。
 - (4) 貸借又は借用期間の延期が認められないときは、直ちに返送しなければならない。
 - (5) 借用期間中といえども返納を求められたときは、直ちに返送しなければならない。
 - (6) 貸借の図書は、貸出館から発送して返送を受けるまでの間に、借受館において一切の責任を負うものとする。
- 6 相互利用に伴う諸経費はすべて借受館の負担とする。

アンケート調査実施に関する申合せ

(協会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >
「アンケート調査アーカイブ」参照)

アンケート調査結果の保存・公開に関する要領

(協会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >
「アンケート調査アーカイブ」参照)

医学図書館員基礎研修会実行委員会 実施マニュアル、会計マニュアル

(協会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >
「医学図書館員基礎研修会実行委員会 関連資料」参照)

医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 実施マニュアル、会計 マニュアル

(協会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「会員のページ」 >
「医学図書館研究会・継続教育コース実行委員会 関連資料」 参照)

病院部会運営に関する申し合せ

(協会ホームページ <http://jmla.umin.jp/> 「病院部会」 > 「部会について」 参照)

資 料 編

4 資料編

4. 1. 略 年 表

加盟館略称の（ ）内は準会員

昭和	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
2	1927	1	11. 10～11	1	新潟	新潟・岡山・千葉・金沢・長崎	5
3	28	2	5. 11～12	2	岡山		5
4	29	3	5. 10～11	3	千葉	京府・阪大・東北	8
5	30	4	10. 7～8	4	金沢		8
6	31	5	10. 7～8	5	長崎	熊本	9
7	32	6	10. 21～22	6	京府	名大	10
8	33	7	8. 5～6	7	東北		10
9	34	8	11. 6～7	8	阪大		10
10	35	9	7. 4～6	9	名大		10
11	36	10	5. 27～29	10	熊本	東大・慶應	12
12	37	11	4. 30～5. 1	11	新潟	京城	13
13	38	12	6. 1～2	12	岡山		13
14	39	13	5. 18～19	13	慶應		13
15	40	14	5. 9～11	14	千葉	満州	14
16	41	15	—	—	—		14
17	42	16	—	—	—		14
18	43	17	10. 19～20	15	東大		14
19	44	18	—	—	—		14
20	45	19	—	—	—		14
21	46	20	6. 28～29	16	京府	〔京城・満州消失〕	12
〃	〃	〃	10. 15～16	17	金沢		12
22	47	21	10. 13～14	18	東北	九大	13
23	48	22	8. 17	臨	東大		13
〃	〃	〃	10. 26～27	19	阪大	京大・信州・医歯	16
24	49	23	10. 20～22	20	名大		16
25	50	24	10. 5～7	21	慶應	徳島・群馬・名市	19
26	51	25	10. 7～8	22	熊本	北大・札幌・東医・慈恵・奈良・ 和歌・広島・久留	27
27	52	26	10. 20～22	23	京大	弘前・東女・横浜	30
28	53	27	10. 26～29	24	信州	三重・阪市	32
29	54	28	10. 18～20	25	医歯	福島・岐阜・鳥取・鹿児	36
30	55	29	10. 26～29	26	徳島	順天	37
31	56	30	7. 18～20	27	北大	岩手	38

昭和	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
32	1957	31	11. 5～9	28	群馬	日大・日医・昭和・東邦・阪医 関西・神戸・山口	46
33	58	32	10. 22～25	29	名市		46
34	59	33	11. 17～20	30	九大		46
35	60	34	10. 4～6	31	東医		46
36	61	35	11. 9～11	32	東大	東歯・阪歯	48
37	62	36	10. 15～18	33	奈良		48
38	63	37	8. 27～30	34	弘前		48
39	64	38	10. 2～5	35	広島	日大歯	49
40	65	39	10. 30～11. 2	36	東女	北里（愛歯・放研・労研・田附・ 塩野・航自・公衆）（7）	50
41	66	40	7. 27～29	37	札幌	日歯（国がん・連中・医師）（10）	51
42	67	41	11. 8～11	38	久留	（愛がん・中外・山之内）（13）	51
43	68	42	11. 7～9	39	慈恵	（九歯）（14）	51
44	69	43	10. 15～17	40	和歌	（天理・琉球）（16）	51
45	70	44	10. 6～8	41	横浜	川崎・愛歯〔準→正〕（15）	53
46	71	45	11. 4～5	42	三重	放研ほか 15 館〔準→正〕	68
47	72	46	10. 19～20	43	阪市	名保〔琉球退会〕	68
48	73	47	10. 19～20	44	福島	兵庫・北医・聖マ	71
49	74	48	10. 1～2	45	岐阜	帝京・獨協・愛医・近畿・自治 福岡・埼玉・岐歯	79
50	75	49	10. 7～8	46	鳥取	杏林・東海・城歯	82
51	76	50	10. 13～14	47	鹿児	金医・防医・日松歯	85
52	77	51	10. 12～13	48	順天	秋田・放研ほか〔正→準〕（12）	74
53	78	52	10. 12～13	49	岩手	北歯・鶴歯・福歯 （滋賀・愛媛・松歯）（15）	77
54	79	53	10. 25～26	50	日大	筑波・松歯〔準→正〕 （島根・日歯潟）（16）	79
55	80	54	10. 23～24	51	阪医	旭川・（逋信）（17）	80
56	81	55	10. 27～28	52	日医	富山・神歯〔航自退会〕（17）	82
57	82	56	10. 28～29	53	関西	（16）	82
58	83	57	10. 27～28	54	昭和	愛媛〔準→正〕・山形（15）	84
59	84	58	10. 18～19	55	神戸	天理〔準→正〕・（高知）（15）	85
60	85	59	5. 16～17	56	東邦	（15）	85
61	86	60	5. 15～16	57	山口	（香川）（16）	85
62	87	61	5. 21～22	58	東歯	放研ほか 16 館〔準→正〕	101
63	88	62	5. 19～20	59	阪歯	浜松	102

平成	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
元	89	63	6. 1 ~ 2	60	日大歯	大分	103
2	90	64	5. 17 ~ 18	61	愛歯	福井	104
3	91	65	6. 14 ~ 15	62	日歯		104
4	92	66	5. 28 ~ 29	63	九歯		104
5	93	67	5. 20 ~ 21	64	川崎		104
6	94	68	5. 26 ~ 27	65	北里・北医	北療	105
7	95	69	5. 18 ~ 19	66	聖マ		105
8	96	70	5. 21 ~ 22	67	兵庫	茨療・麻布・聖ルカ	108
9	97	71	5. 22 ~ 23	68	旭川	埼がん・女栄・東厚年・高県中	112
10	98	72	5. 21 ~ 22	69	自治	川鉄〔塩野義退会〕	112
11	99	73	5. 20 ~ 21	70	福岡	〔福井・逄信・中外退会〕	109
12	2000	74	5. 18 ~ 19	71	秋田	中国労・青森〔名大退会〕	110
13	01	75	5. 17 ~ 18	72	獨協	日看協・大体育〔熊本退会〕	111
14	02	76	5. 23 ~ 24	73	愛媛	帝福・沼南・群がん・静がん 〔茨療退会〕	114
15	03	77	5. 15 ~ 16	74	近畿	福井・女体育・慶應看 〔筑波退会〕	116
16	04	78	5. 27 ~ 28	75	帝京	長野看・国医療・埼玉県大・ 呉医療・倉敷 〔金沢・大分・岐阜・労研・ 山之内退会〕	116
17	05	79	5. 19 ~ 20	76	新潟	産医・岐阜・聖隷 〔沼南・三重退会〕	117
18	06	80	5. 25 ~ 26	77	藤田	東看協・成育・埼玉小医 〔福歯退会〕	119
19	07	81	5. 31 ~ 6. 1	78	埼玉	島根中・歯医師	121
20	08	82	5. 29 ~ 30	79	北療	同志・国医福・千がん・京市 日体育・神常〔北大退会〕	126
21	09	83	5. 28 ~ 29 7. 6 ~ 7	80	滋賀(新型インフルエンザ発生のため延期) 理事会・中央事務局	北大・立命・国文情・日赤医・ ハン病〔埼玉小医退会〕	130
22	10	84	5. 28 ~ 29	81	理事会・中央事務局	旭中病〔帝福退会〕	130
23	11	85	5. 20	82	理事会・中央事務局・愛歯・愛医	聖看・千東病・滋医科・群小医 千保医〔ハン病退会〕	134

平成	西暦	年次	総会開催期日	回	当番館	加盟館略称	館数
24	12	86	5.24～25	83	理事会・中央事務局	精神医・家政・多摩・岐医セ・ 東済セ・東都医〔女体育・京市・ 日体育退会〕	137
					—以下内定—		
25	13	87	5.23～24	84	理事会・中央事務局		

4. 2. 名 簿

歴 代 会 長

	会 長 名	所 属	担当総会
初 代	草 間 良 男	慶 應	26
2 代	緒 方 富 雄	東 大	27－33
3 代	牛 場 大 蔵	慶 應	34－36
4 代	原 三 郎	東 医	37－39
5 代	大 島 良 雄	東 大	40
6 代	坂 本 幸 哉	阪 大	41－44
7 代	田 崎 京 二	東 北	45－46
8 代	額 田 粲	東 邦	47－48
9 代	山 本 俊 一	東 大	49－52
10 代	嶋 井 和 世	慶 應	53－55
11 代	西 川 滇 八	日 大	56
12 代	横 田 健	順 天	57－58
13 代	黒 須 吉 夫	東 邦	59－61
14 代	鈴 木 不二男	阪 大	62－63
15 代	開 原 成 允	東 大	64－65
16 代	川 村 貞 夫	東 邦	66－69
17 代	清 金 公 裕	阪 医	70－71
18 代	金 澤 一 郎	東 大	72－73
19 代	清 水 英 佑	慈 恵	74－77
20 代	山 田 久 夫	関 西	78－79
代 行	坪 内 政 義	愛 医	80－81
21 代	福 井 次 矢	聖ルカ	82－

名 誉 顧 問

(推戴年月日及び五十音順)

吉 岡 孝治郎	(東 北	昭和 29 年 10 月 20 日)	昭和 58 年 3 月 7 日没
北 村 包 彦	(東 大	昭和 30 年 10 月 28 日)	平成 元年 9 月 26 日没
尾 崎 正 道	(熊 本	昭和 31 年 7 月 19 日)	昭和 34 年 6 月 27 日没
草 間 良 男	(慶 應	昭和 31 年 7 月 19 日)	昭和 43 年 2 月 18 日没
小 池 敬 事	(千 葉	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 34 年 8 月 7 日没
高 木 耕 三	(阪 大	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 54 年 1 月 7 日没
真 崎 健 夫	(北 大	昭和 32 年 11 月 7 日)	昭和 52 年 11 月 21 日没
津 崎 孝 道	(横 浜	昭和 36 年 11 月 11 日)	昭和 50 年 9 月 8 日没
緒 方 富 雄	(東 大	昭和 37 年 10 月 16 日)	平成 元年 3 月 31 日没
三 宅 次 吉	(弘 前	昭和 38 年 8 月 28 日)	昭和 52 年 4 月 15 日没
牛 場 大 蔵	(慶 應	昭和 40 年 11 月 1 日)	平成 15 年 11 月 17 日没
原 三 郎	(東 医	昭和 43 年 11 月 9 日)	昭和 59 年 6 月 19 日没
裏 田 武 夫	(東 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	昭和 61 年 11 月 24 日没
木田橋 喜代慎	(札 幌	昭和 46 年 11 月 5 日)	平成 13 年 7 月 18 日没
中 里 龍 瑛	(東 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	平成 7 年 4 月 8 日没
山 川 幸 雄	(九 大	昭和 46 年 11 月 5 日)	昭和 59 年 6 月 26 日没
中 山 勇之助	(新 潟	昭和 48 年 10 月 19 日)	昭和 55 年 3 月 31 日没
熊 木 孝 志	(岡 山	昭和 49 年 10 月 2 日)	昭和 59 年 10 月 7 日没
坂 本 幸 哉	(阪 大	昭和 49 年 10 月 2 日)	
津 田 良 成	(慶 應	昭和 49 年 10 月 2 日)	平成 24 年 4 月 13 日没
藤 井 和 夫	(阪 大	昭和 49 年 10 月 2 日)	平成 22 年 2 月 5 日没
長 尾 公 司	(東 北	昭和 51 年 10 月 14 日)	平成 14 年 1 月 27 日没
沖 田 学	(徳 島	昭和 55 年 10 月 24 日)	平成 3 年 10 月 26 日没
山 本 俊 一	(東 大	昭和 57 年 10 月 29 日)	平成 20 年 12 月 13 日没
梅 枝 軍 二	(東 女	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 14 年 2 月 20 日没
塩 見 敏 朗	(三 重	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 21 年 8 月 6 日没
嶋 井 和 世	(慶 應	昭和 60 年 5 月 17 日)	
中 村 昌 弘	(久 留	昭和 60 年 5 月 17 日)	平成 14 年 2 月 9 日没
吉 本 瑞 應	(奈 良	昭和 63 年 5 月 20 日)	
黒 須 吉 夫	(東 邦	平成 3 年 6 月 15 日)	平成 13 年 3 月 3 日没

昼馬逸郎	(山口)	平成 3 年 6 月 15 日)	
本田亨	(福島)	平成 4 年 5 月 29 日)	
朝倉一	(九大)	平成 6 年 5 月 27 日)	
板橋瑞夫	(昭和)	平成 6 年 5 月 27 日)	平成 20 年 12 月 8 日没
菅利信	(東医)	平成 6 年 5 月 27 日)	平成 22 年 6 月 2 日没
平野寛	(川崎)	平成 6 年 5 月 27 日)	
覚道幸男	(阪齒)	平成 7 年 5 月 18 日)	平成 20 年 5 月 29 日没
鈴木不二男	(阪大)	平成 8 年 5 月 22 日)	
湊泰子	(川崎)	平成 8 年 5 月 22 日)	
開原成允	(東大)	平成 13 年 4 月 20 日)	平成 23 年 1 月 12 日没
川村貞夫	(東邦)	平成 13 年 4 月 20 日)	
津野潤三	(事務局)	平成 13 年 4 月 20 日)	
裏田和夫	(慈恵)	平成 16 年 5 月 28 日)	
金澤一郎	(東大)	平成 16 年 6 月 18 日)	
清水英佑	(慈恵)	平成 19 年 11 月 2 日)	

会 友

頼岡頼人	(放研)	昭和 61 年 5 月 16 日)	平成 21 年 2 月 27 日没
徳村泰弘	(獨協)	昭和 62 年 5 月 22 日)	
野口迪子	(札幌)	平成 元年 6 月 2 日)	
光斎重治	(阪市)	平成 元年 6 月 2 日)	
高山仁	(阪市)	平成 7 年 5 月 19 日)	
竹内瑞江	(和歌)	平成 8 年 5 月 22 日)	
穴道勉	(鳥取)	平成 9 年 11 月 20 日)	
田中仁美	(藤田)	平成 13 年 4 月 20 日)	
小林紀子	(愛媛)	平成 15 年 5 月 16 日)	
山崎美智子	(北医)	平成 18 年 7 月 1 日)	
茂幾周治	(阪医)	平成 18 年 7 月 1 日)	
土佐智義	(広島)	平成 20 年 6 月 19 日)	
吉江吉夫	(松齒)	平成 23 年 4 月 15 日)	

会 員 名 簿

(平成 24 年 10 月 1 日現在)

正会員 A、B

番号	略称	記号	館 名
1	北 大	HM	北海道大学附属図書館
2	札 幌	S P	札幌医科大学附属総合情報センター
3	旭 川	A S	旭川医科大学図書館
4	北 療	HH	北海道医療大学総合図書館
5	弘 前	HR	弘前大学附属図書館医学部分館
6	岩 手	I W	岩手医科大学附属図書館
7	東 北	T H	東北大学附属図書館医学分館
8	秋 田	A K	秋田大学附属図書館医学部分館
9	山 形	Y A	山形大学医学部図書館
10	福 島	F S	福島県立医科大学附属学術情報センター
11	青 森	A H	青森県立保健大学附属図書館
16	獨 協	D K	獨協医科大学図書館
17	自 治	J C	自治医科大学図書館
18	群 馬	G M	群馬大学総合情報メディアセンター図書館医学分館
19	埼 玉	S T	埼玉医科大学附属図書館
20	防 医	B I	防衛医科大学校図書館
21	千 葉	C B	千葉大学附属図書館亥鼻分館
22	日 大	N M	日本大学医学部図書館
23	日 医	N I	日本医科大学図書館
24	東 大	T M	東京大学医学図書館
25	順 天	J T	順天堂大学図書館
26	医 歯	I S	東京医科歯科大学附属図書館
27	慶 應	K O	慶應義塾大学信濃町メディアセンター
28	東 医	T O	東京医科大学図書館
29	東 女	T J	東京女子医科大学図書館
30	慈 恵	J K	東京慈恵会医科大学学術情報センター
31	昭 和	S W	昭和大学図書館
32	東 邦	T I	東邦大学医学メディアセンター
33	北 里	K U	北里大学白金図書館
34	帝 京	T K	帝京大学医学総合図書館
35	杏 林	K Y	杏林大学医学図書館
36	国がん	G C	国立がん研究センター図書館
37	横 浜	Y H	横浜市立大学医学情報センター
38	北 医	K I	北里大学医学図書館
39	聖 マ	S M	聖マリアンナ医科大学医学情報センター
40	東 海	T D	東海大学付属図書館伊勢原図書館

41	麻 布	A Z	麻布大学附属学術情報センター
42	女 栄	J E	女子栄養大学図書館
45	新 潟	N G	新潟大学医歯学図書館（旭町分館）
46	富 山	T Y	富山大学医薬学図書館
48	金 医	K A	金沢医科大学図書館
49	福 井	F M	福井大学附属図書館医学図書館
51	信 州	S S	信州大学附属図書館医学部図書館
55	岐 阜	G F	岐阜大学医学図書館
56	浜 松	H I	浜松医科大学附属図書館
57	名 大	N D	名古屋大学附属図書館医学部分館
58	名 市	N C	名古屋市立大学総合情報センター川澄分館
59	藤 田	F U	藤田学園医学・保健衛生学図書館
60	愛 医	A I	愛知医科大学医学情報センター（図書館）
65	滋 賀	S G	滋賀医科大学附属図書館
66	京 大	K T	京都大学医学図書館
67	京 府	K F	京都府立医科大学附属図書館
68	関 西	K S	関西医科大学附属図書館
69	阪 医	O S	大阪医科大学図書館
70	阪 大	O D	大阪大学附属図書館生命科学図書館
71	阪 市	O C	大阪市立大学学術情報総合センター医学分館
72	近 畿	K K	近畿大学医学部図書館
73	神 戸	K B	神戸大学附属図書館医学分館
74	兵 庫	H G	兵庫医科大学図書館
75	奈 良	N R	奈良県立医科大学附属図書館
76	和 歌	W K	和歌山県立医科大学図書館紀三井寺館
77	天 理	T R	天理よろづ相談所病院医学図書館
78	大体育	O T	大阪体育大学図書館
80	鳥 取	T T	鳥取大学附属図書館医学部分館
81	島 根	S H	島根大学附属図書館医学図書館
82	岡 山	O Y	岡山大学附属図書館鹿田分館
83	川 崎	K W	川崎医科大学附属図書館
84	広 島	H S	広島大学図書館霞図書館
85	山 口	Y G	山口大学図書館医学部図書館
90	徳 島	T S	徳島大学附属図書館蔵本分館
91	香 川	K L	香川大学図書館医学部分館
93	高 知	K C	高知大学総合情報センター（図書館）医学部分館
95	九 大	K D	九州大学附属図書館医学図書館
96	久 留	K R	久留米大学医学図書館
97	福 岡	F O	福岡大学図書館医学部分館
100	長 崎	N S	長崎大学附属図書館医学分館
104	鹿 児	K G	鹿児島大学附属図書館桜ヶ丘分館
105	産 医	S I	産業医科大学図書館

115	奥 羽	O U	奥羽大学図書館
120	明 歯	M K	明海大学歯学部メディアセンター（図書館）
121	日松歯	M S	日本大学松戸歯学部図書館
122	東 歯	T G	東京歯科大学図書館
123	日大歯	N N	日本大学歯学部図書館
124	日 歯	N H	日本歯科大学生命歯学部図書館
125	鶴 歯	T U	鶴見大学図書館
126	神 歯	K N	神奈川歯科大学図書館
131	日歯潟	G D	日本歯科大学新潟生命歯学部図書館
132	松 歯	M D	松本歯科大学図書館
135	朝 日	A L	朝日大学図書館
136	愛 歯	A D	愛知学院大学歯学・薬学図書館情報センター
141	阪 歯	H P	大阪歯科大学図書館
145	九 歯	K H	九州歯科大学附属図書館
201	科学院	K E	国立保健医療科学院図書館
202	連 中	R C	国家公務員共済組合連合会中央図書室
203	医 師	N K	日本医師会医学図書館
204	日看協	N T	日本看護協会図書館
205	東看協	T N A	東京都看護協会図書室
206	成 育	S I K	国立成育医療研究センター図書館
207	聖ルカ	S L	聖路加国際病院教育・研究センター医学図書館
208	埼がん	S C	埼玉県立がんセンター図書館
209	東厚年	T N	東京厚生年金病院図書室
210	千メセ	C M C	千葉メディカルセンター図書室
211	愛がん	A G	愛知県がんセンター図書室
212	群小医	G C M	群馬県立小児医療センター図書館
213	群がん	G G	群馬県立がんセンター図書室
214	静がん	S O	静岡県立静岡がんセンター医学図書館
215	田 附	T Z	田附興風会医学研究所図書室
217	国医療	I R	国立国際医療研究センター図書館
218	慶應看	K K I	慶應義塾大学湘南藤沢メディアセンター看護医療学図書室
219	長野看	N K D	長野県看護大学付属図書館
220	埼県大	S K D	埼玉県立大学情報センター
221	放 研	H K	放射線影響研究所図書室
222	高知医	K P	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター図書室
223	中国労	C R	労働者健康福祉機構中国労災病院図書室
224	呉医療	K R I	国立病院機構呉医療センター図書室
225	倉 敷	K C H	倉敷中央病院図書室
226	聖 隷	S R	聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院図書室
228	島根中	S C H	島根県立中央病院図書室
229	歯医師	J D A	日本歯科医師会図書館
230	同 志	D S	同志社大学生命医科学部生命医科学研究科事務室

231	国医福	K I F	国際医療福祉大学図書館
232	千がん	C C C	千葉県がんセンター図書室
235	神 常	K T W	神戸常盤大学図書館
237	国文情	K B J	国立病院機構文献情報センター
238	日赤医	J R C	日本赤十字社医療センター図書室
240	旭中病	A C B	総合病院国保旭中央病院図書室
241	聖 看	S L N	聖路加看護大学図書館
242	千東病	C E H	千葉東病院図書室
243	滋医科	G S J	滋慶医療科学大学院大学図書館
244	千保医	C H S	千葉県立保健医療大学図書館
245	精神医	N P	国立精神・神経医療研究センター図書館
246	家 政	T K S	東京家政大学図書館
247	多 摩	T T M	東京都立多摩総合医療センター図書室
248	岐医セ	G I C	岐阜県総合医療センター図書室
249	東済セ	T S C	東京都済生会中央病院医療情報センター図書室
250	東都医	T T I	東京都医学総合研究所図書室
253	麻酔博	J S A	日本麻酔科学会麻酔博物館
254	国 循	K J	国立循環器病研究センター図書館

協力会員

501	国医情	I M	国際医学情報センター
502	医中誌	I C	医学中央雑誌刊行会

特定非営利活動法人日本医学図書館協会中央事務局案内

住所ほか

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-3

富山房ビル 6 階

T E L 03-5577-4509

F A X 03-5577-4510 (F ネット)

E-mail jmlajimu@sirius.ocn.ne.jp

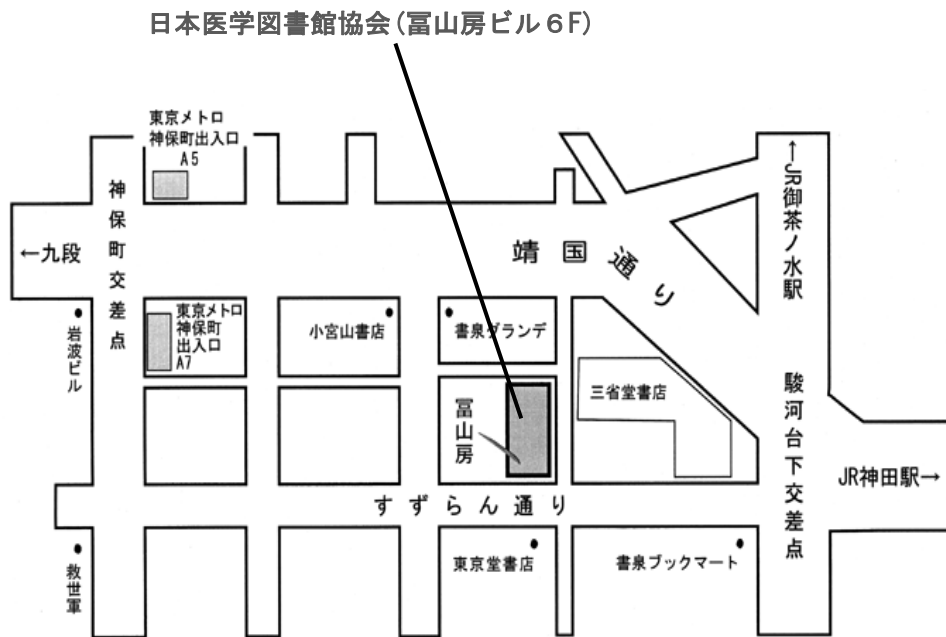
業務時間帯 (平日) 9:00～17:00 (土日祝日は休み)

名 簿

事務局長 木 村 博

事務局員 宇佐見 由美

案内図



最寄り駅からの所要時間

地下鉄 神保町駅 A7 出口から 徒歩 3 分
(都営三田線、都営新宿線、東京メトロ半蔵門線)

編集後記

本年度の要覧は、定款及び本会の活動の現状に即した内容への規程類の改正に時間を要したため、例年の発行スケジュールより約1か月遅れてのお届けとなりました。

また、活動報告については、今回から総会資料を書式も含めてそのまま使用し、編集作業の省力化に努めました。

今回は、次の箇所について改訂したことをお知らせいたします。

- ①活動報告への「行事一覧」の掲載
- ②改正定款の掲載（平成23年12月2日施行）
- ③細則・規程の改正
- ④研究助成規程と海外研修事業規程を統合し、研究助成費及び海外研修助成費給付規程に変更
- ⑤委員会内規抜粋版への医療・健康情報、専門職能力開発、国際交流の3委員会の追加
- ⑥申合せ、要領の協会ホームページ掲載に伴うURL参照への変更

特定非営利活動法人日本医学図書館協会要覧 2012

平成24年10月1日発行

All Rights Reserved

編 集	特定非営利活動法人日本医学図書館協会 企画・調査委員会
発 行	特定非営利活動法人日本医学図書館協会
印 刷	西尾総合印刷株式会社

